

釧路市
ひとり親家庭自立促進計画
(素案)

2026年4月～2031年3月
(令和8年4月～令和13年3月)

釧 路 市

目 次

第1章 計画の基本事項

1 計画策定にあたって	4
2 計画の位置付け	4
3 計画期間	5
4 計画の対象者	5
5 計画策定の方法について	5
(1) アンケート調査の実施	5
①母子家庭	5
②父子家庭	5
(2) 検討委員会の開催	6
(3) 庁内連絡会議の開催	6
【参考 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）】	6

第2章 ひとり親家庭の現状

1 ひとり親家庭の推移	7
(1) 釧路市の離婚件数の推移	7
(2) 国勢調査に見るひとり親世帯数の推移	8
(3) 児童扶養手当受給者の推移	9
2 ひとり親家庭のアンケート調査結果からみる傾向	10
(1) ひとり親になった理由	10
(2) ひとり親家庭の親の年齢構成	10
(3) ひとり親家庭の家族構成	11
(4) 就労状況について	11
(5) 雇用形態	12
(6) ひとり親家庭の年収状況	12
(7) ひとり親になる前とその後の就労状況について	13
(8) 仕事を続けるうえでの悩みや不安	13
(9) 未就労者の状況	14
(10) 未就労の理由について	14
(11) 就労への意欲について	14
(12) 資格取得について	15
(13) 養育費の取り決め状況	16
(14) 養育費の額	16
(15) 取り決めをした養育費の支払い状況	17
(16) 親子（面会）交流の取り決め状況	17
(17) 親子（面会）交流の頻度	17
(18) 親子（面会）交流の履行状況	18
(19) 住まいの状況	18
(20) 生活するうえでの困りごと	19

目 次

(21) 家計について	19
(22) 食事について	20
(23) 子育てをするうえで必要と考える支援	21
(24) こどもについての悩み	21
(25) 子どもの教育について	22
(26) 健康状態について	23
(27) 子育てや就労に関する情報の取得先について	24
3 自立支援について	24
(1) 相談窓口	24
(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業	25
①自立支援教育訓練給付金事業	25
②高等職業訓練促進給付金事業	26
(3) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談	27

第3章 自立支援の基本的考え方

1 施策の方向性	28
(1) 子育て・生活支援の充実	28
(2) 就業支援の充実	28
(3) 養育費確保の推進	28
(4) 経済的支援の推進	28
(5) 支援体制の充実	28
2 施策の体系	29

第4章 具体的施策の展開

1 子育て・生活支援の充実	30
(1) 児童の保育所入所への配慮	30
(2) 保育サービスの充実	30
①特別保育事業	30
②ファミリー・サポート・センター事業	31
(3) 児童健全育成事業の推進	31
(4) 生活困窮世帯等の子どもの居場所づくり・学習支援の実施	31
(5) 子育て短期支援事業の推進	32
(6) 生活支援事業の推進	32
①育児支援家庭訪問事業	32
②日常生活支援事業	32
③妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	32
(7) 住宅確保促進のための配慮	34
2 就業支援の充実	34
(1) 就業相談の充実	34

目 次

(2) 母子家庭等就業・自立支援センターとの連携強化	34
(3) ひとり親家庭自立支援給付金事業の充実	34
(4) 各種就業支援事業への参加促進	35
(5) 生活保護受給母子世帯への自立支援	35
3 養育費確保の推進	35
(1) 啓発・広報活動の推進	35
(2) 親子（面会）交流の支援	36
(3) 相談体制の充実	36
4 経済的支援の推進	36
(1) 手当等制度	36
①各種手当制度	36
②ひとり親家庭等医療費助成制度	37
(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	37
(3) 就学援助	37
5 支援体制の充実	37
(1) 相談・情報提供の充実	37
(2) 分担と連携	37
(3) 母子寡婦福祉団体への支援	37

資料

釧路市ひとり親家庭自立促進計画策定経過	38
釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員名簿	39
釧路市家庭福祉推進庁内連絡会議	39

第1章 計画の基本事項

1 計画策定にあたって

ひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育面で様々な困難に直面することとなります。また、子どもにとっては、親との離別・死別は、生活環境を大きく変化させ、子どもの精神面や経済面に与える影響が大きく、成長過程における不安等に対する十分な配慮が必要とされています。

特に経済面については、厚生労働省が令和4年に公表した国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親家庭の貧困率が44.5%と示されており、多くのひとり親家庭において、十分な収入が得られていないことで、子どもの教育や経験の機会が失われる事が懸念されるところです。

このように、ひとり親家庭が抱える問題は多岐にわたることが多く、それぞれの状況に応じた細やかで総合的な支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、釧路市では、平成17年3月に「釧路市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、以降、第2次計画（平成20年度～平成22年度）、第3次計画（平成23年度～平成27年度）、第4次計画（平成28年度～平成32年度（令和2年度））、第5次計画（令和3年度～令和7年度）と計画の見直しを行いながら、ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援を促進する施策に取組んできたところであります。

第5次計画は、令和7年度をもって計画期間が終了となります。今後も引き続き自立を支援・促進するための施策を総合的に取組んでいくことが求められており、ひとり親家庭を取り巻く環境の変化やニーズに配慮しながら、ひとり親家庭の親と子が社会的に自立し、心身ともに健やかで文化的な生活を送ることを目指し、第6次計画を策定するものであります。

2 計画の位置付け

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条の規定に基づく国「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」と、北海道が定める「北海道こども計画」を踏まえ、策定するものです。

策定にあたっては「釧路市まちづくり基本構想」や「第3期釧路市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、同法12条の規定に基づき、釧路市としてのひとり親家庭の自立促進に向けた支援施策を体系的に明確化するものです。

第1章

3 計画期間

この計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とする国の新たな「基本方針」を踏まえつつ、2026年度から2030年度まで（令和8年度～令和12年度）の5年間とします。

4 計画の対象者

この計画は、ひとり親家庭を対象とします。

《補足：用語の定義》

本計画における用語の定義は下記のとおりです。

- ひとり親家庭・・・母子家庭及び父子家庭
- 母子家庭・・・父のいない児童がその母によって養育されている世帯
- 父子家庭・・・母のいない児童がその父によって養育されている世帯

5 計画策定の方法について

（1）アンケート調査の実施

釧路市におけるひとり親家庭の方々の生活の実情等を把握するために、「ひとり親家庭の生活意識に関するアンケート調査」を実施しました。

- ・ 実施時期 令和7年1月10日～令和7年1月31日

① 母子家庭

- ・ 児童扶養手当受給者2,079人及び令和3年から令和6年10月までに釧路市で母子相談を受けた遺族年金等受給者32人のうち、無作為で抽出した1,450人にQRコード付き調査依頼文を郵送し、インターネット環境にて回答

② 父子家庭

- ・ 児童扶養手当受給者113人及び令和3年から令和6年10月までに釧路市で父子相談を受けた遺族年金等受給者11人、住民基本台帳上19歳未満の子どもとともに同居している父子家庭の父126人にQRコード付き調査依頼文を郵送し、インターネット環境にて回答

項目	配布数	回答数	回答率
母子家庭	1,450件	417件	28.8%
父子家庭	250件	61件	24.4%
合計	1,700件	478件	28.1%

第1章

(2) 検討委員会の開催

この計画の策定にあたっては、ひとり親家庭の福祉等に関する市内関係機関・団体の代表者等で構成する「釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員会」を開催し、意見をいただきました。

(3) 庁内連絡会議の開催

釧路市におけるひとり親家庭等施策に関する各課からなる「家庭福祉推進庁内連絡会議」を開催するなど、庁内の連携を図りながら策定作業を進めました。

【参考　母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）】

(基本方針)

第十一条 内閣総理大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聞くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※この法律において、「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

第2章 ひとり親家庭の現状

1 ひとり親家庭の推移

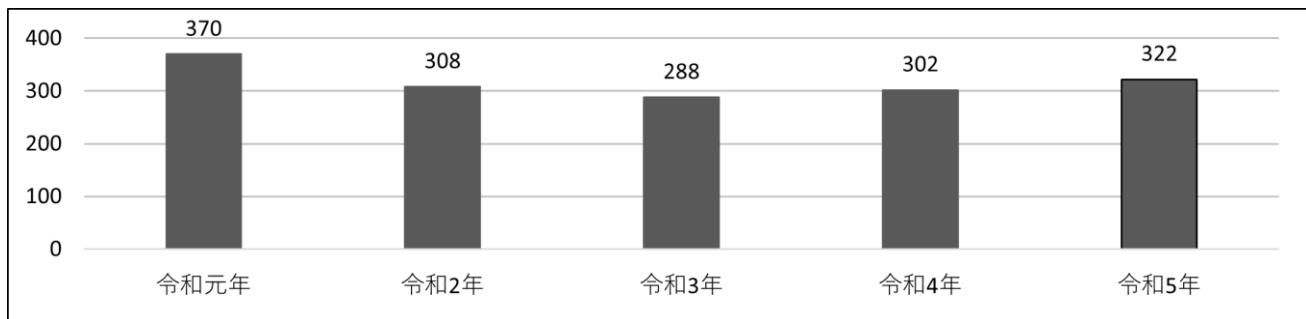
(1) 釧路市の離婚件数の推移

釧路市の離婚件数は令和元年以降減少傾向にありましたが、令和3年を境に増加に転じています。離婚率については、全国および全道は近年横ばいになっているのに対し、釧路市は離婚件数と同じく令和3年以降増加しています。いずれの年も全国、全道と比べ釧路市は高い傾向にあります。

☆ 釧路市の離婚件数の推移（釧路市統計書）

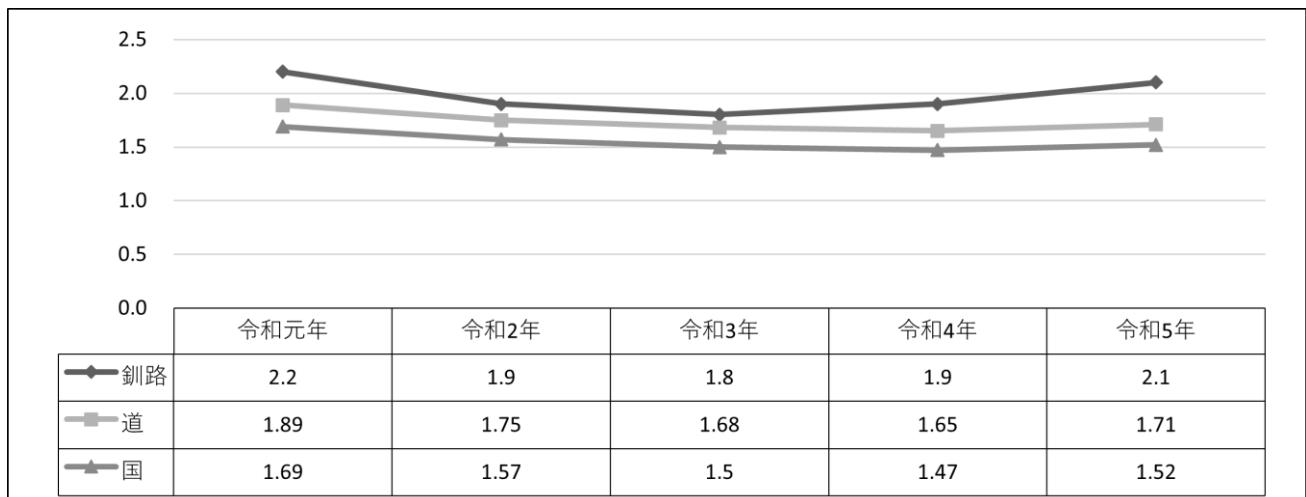
（単位：件）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
離婚件数	370	308	288	302	322



☆ 全国、全道、釧路市の離婚率の比較

（厚生労働省「人口動態調査」対1,000）



第2章

(2) 国勢調査に見るひとり親世帯数の推移

国勢調査の結果数値によると、一般世帯に占める母子世帯及び父子世帯の割合が平成22年以降、全国、全道、釧路市いずれも減少しています。

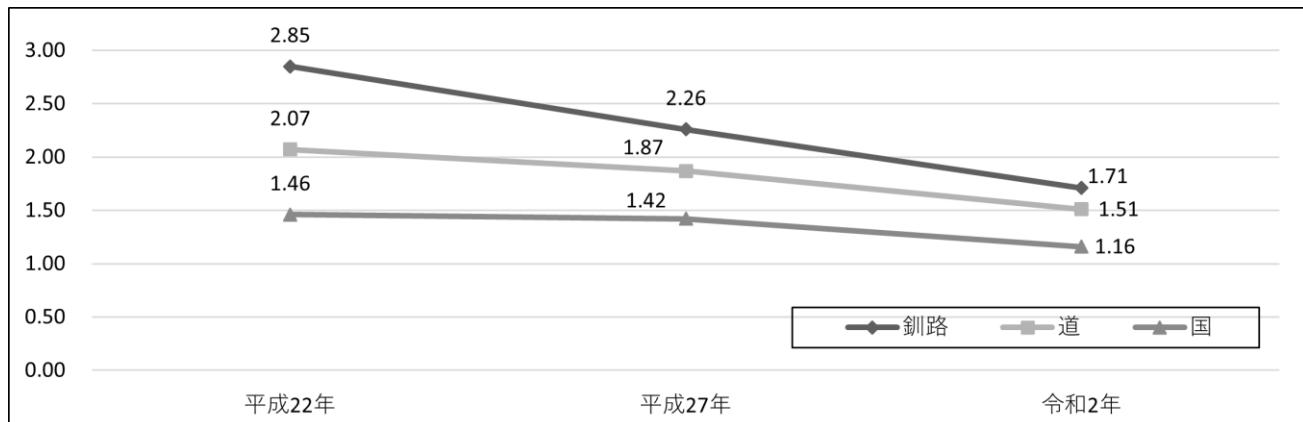
☆ ひとり親世帯数（国勢調査）

（単位：件）

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	一般世帯	母子世帯	父子世帯	一般世帯	母子世帯	父子世帯	一般世帯	母子世帯	父子世帯
釧路市	80,856	2,307	214	81,846	1,849	158	80,095	1,366	113
率	-	2.85%	0.26%	-	2.26%	0.19%	-	1.71%	0.14%
北海道	2,418,305	50,034	5,018	2,438,206	45,651	4,481	2,469,063	37,287	3,683
率	-	2.07%	0.21%	-	1.87%	0.18%	-	1.51%	0.15%
全国	51,842,307	755,972	88,689	53,331,797	754,724	84,003	55,704,949	646,809	74,481
率	-	1.46%	0.17%	-	1.42%	0.16%	-	1.16%	0.13%

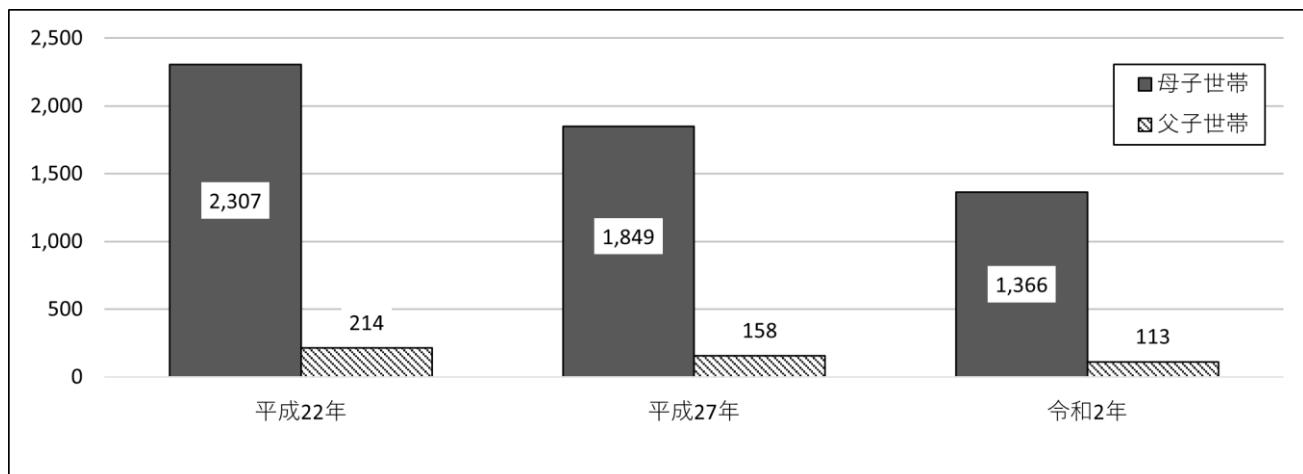
☆ 母子世帯の比率

（単位：%）



☆ 釧路市のひとり親世帯数の推移

（単位：件）



第2章

(3) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給資格者の全体数は減少しています。また、所得による支給状況では、依然として全部支給の件数が最も多い結果となっています。

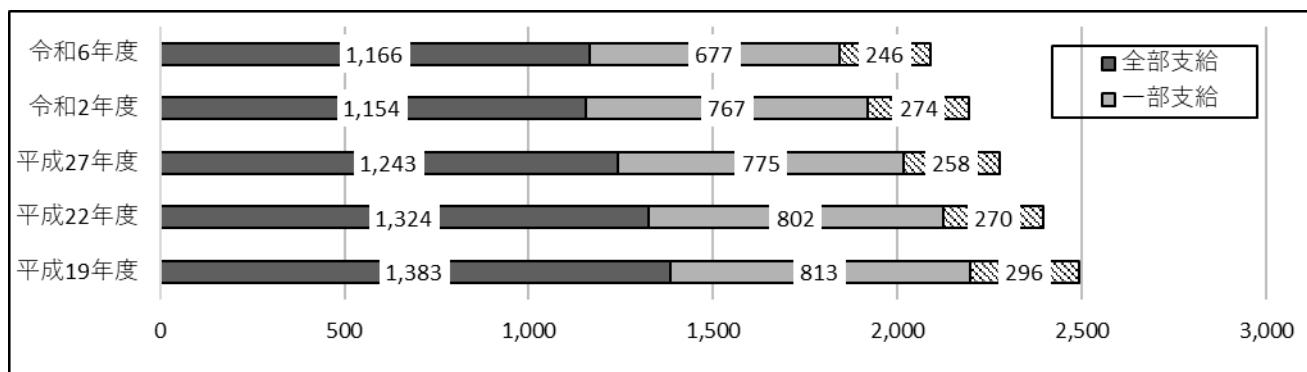
☆ 釧路市の児童扶養手当受給資格者数の推移（釧路市こども支援課統計）

(単位：件)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 件 数		2,492	2,396	2,276	2,195	2,089
内 訳	拘 禁	0	0	0	0	0
	障 が い	8	5	8	6	5
	死 別	24	21	19	19	17
	養 育 遺 棄	3	3	3	2	1
	未 婚	232	226	225	208	205
	その他(複数事由)	80	73	73	70	70
	離 婚	2,144	2,068	1,948	1,890	1,791
	保 護 命 令	1	0	0	0	0
内 訳	全 部 支 給	1,383	1,324	1,243	1,154	1,166
	一 部 支 給	813	802	775	767	677
	支 給 停 止	296	270	258	274	246

☆ 所得による支給状況の推移

(単位：件)



☆ 令和6年度（令和7年3月末）受給者の理由別比較（厚生労働省：福祉行政報告例）

(単位：件)

世帯別 受給者数		生別ひとり親世帯		死別ひとり親世帯	未婚のひとり親世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯
		離婚	その他					
全 国	779,222	640,572	1,215	5,282	95,662	5,797	1,863	28,831
割合	100.0%	82.2%	0.2%	0.7%	12.3%	0.7%	0.2%	3.7%
北 海 道	20,243	16,907	27	132	2,234	72	19	852
割合	100.0%	83.5%	0.1%	0.7%	11.0%	0.4%	0.1%	4.2%
釧 路 市	2,089	1,791	0	17	205	5	1	70
割合	100.0%	85.7%	0%	0.8%	9.8%	0.2%	0.1%	3.4%

第2章

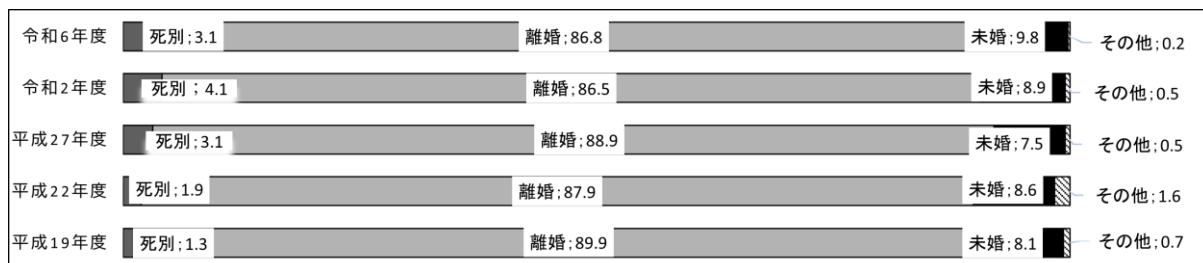
2 ひとり親家庭のアンケート調査結果からみる傾向

(1) ひとり親になった理由

平成19年度以降釧路市が実施した「ひとり親家庭の生活意識に関する調査」(以下「ひとり親家庭のアンケート調査」と表記)の結果を比較すると、母子家庭においては離婚が圧倒的に多くほぼ横ばい状態にあります。また、父子家庭では母子家庭に比べると死別の割合が多くなっています。

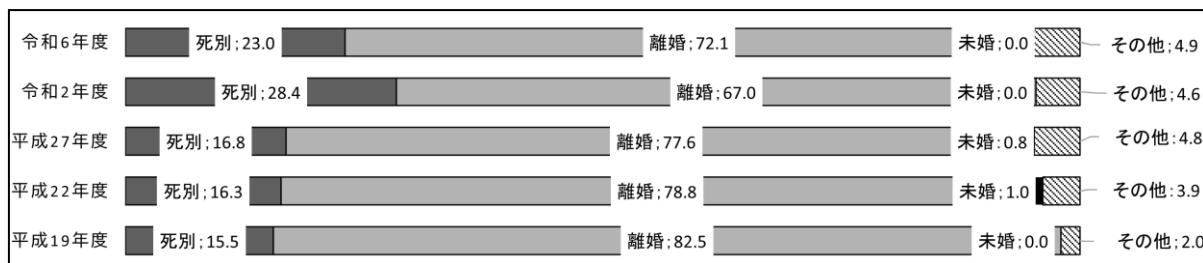
☆ 母子家庭になった理由

(単位 : %)



☆ 父子家庭になった理由

(単位 : %)

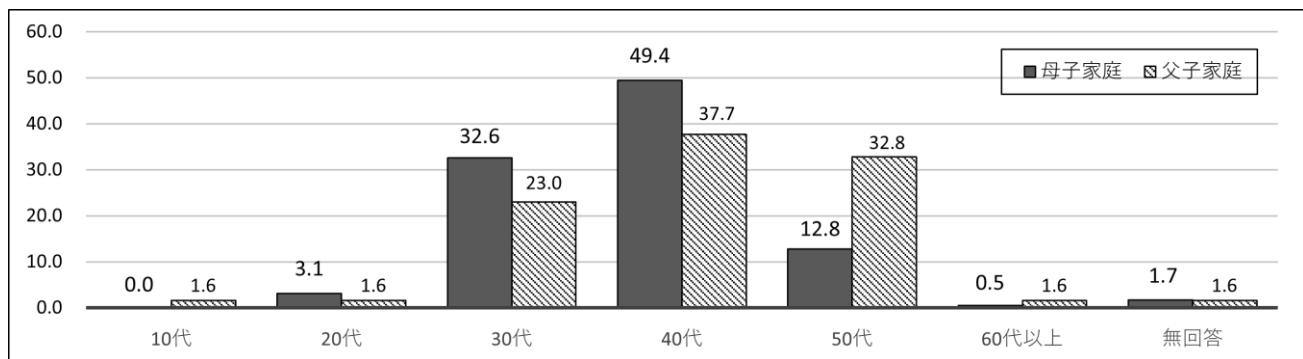


(2) ひとり親家庭の親の年齢構成

令和6年度のひとり親家庭のアンケート調査結果を見ると、母子家庭、父子家庭ともに40代が最も多い状況となっています。また、母子家庭は30代と40代の合計が全体の8割を超えています。

☆ ひとり親家庭の親の年齢構成（令和6年度）

(単位 : %)



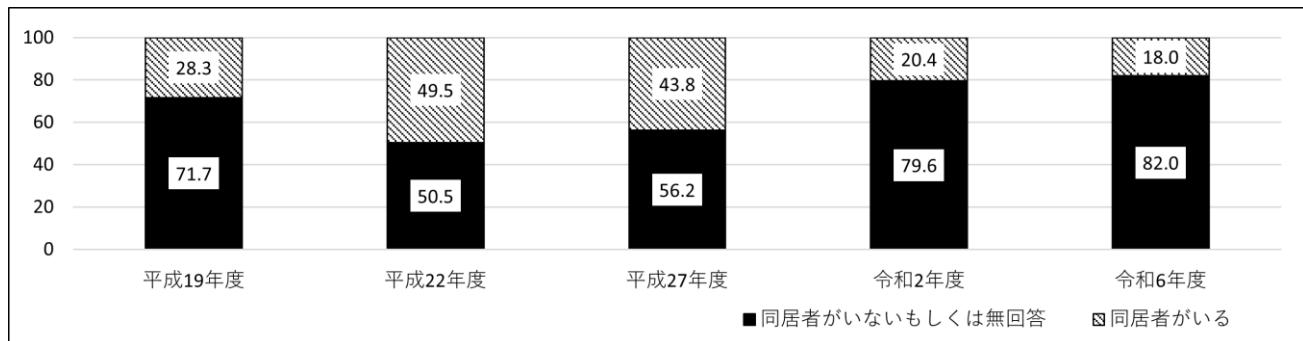
第2章

(3) ひとり親家庭の家族構成

子ども以外の同居者については、平成22年度以降親等と同居している世帯が母子家庭、父子家庭ともに減少し、令和2年度及び令和6年度ではともに約2割となっています。

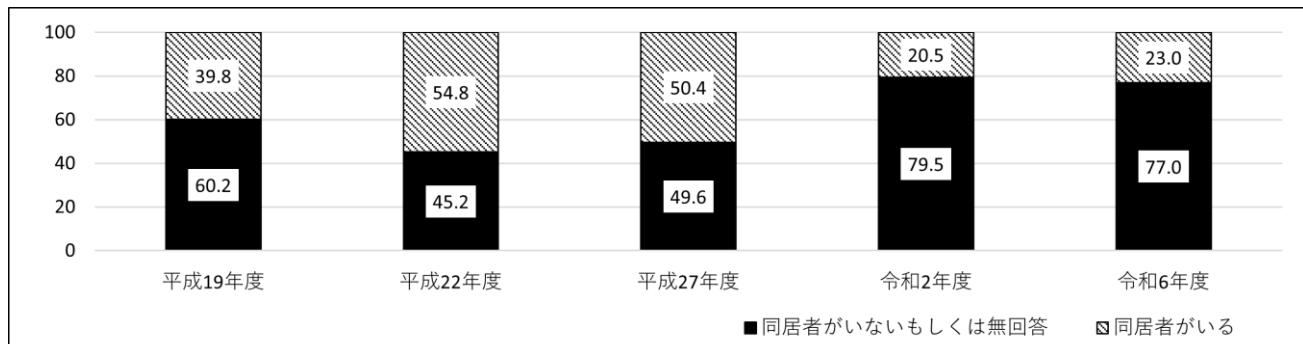
☆ 子ども以外の同居者（母子家庭）

（単位：%）



☆ 子ども以外の同居者（父子家庭）

（単位：%）

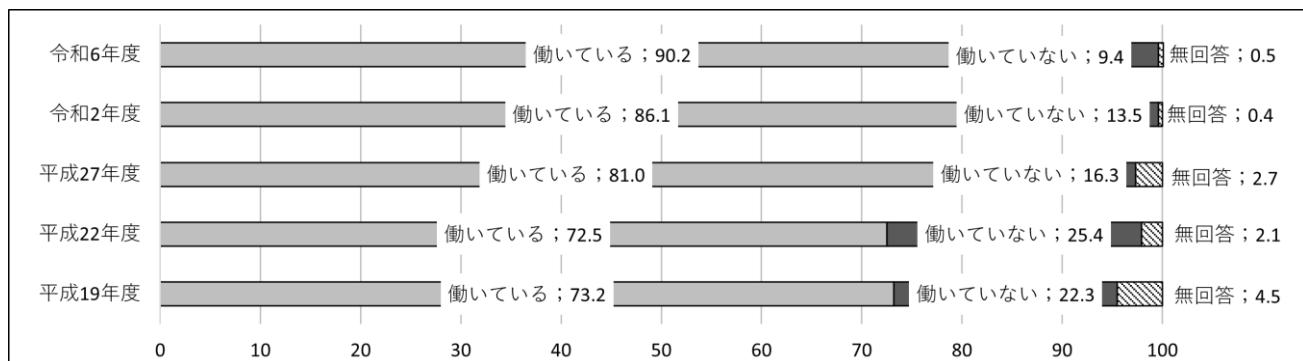


(4) 就労状況について

母子家庭の母の就労状況は平成27年度以降8割を超え増加傾向にあります。父子家庭の父の就労状況は、平成22年度以降は9割を超えています。

☆ 母子家庭の母の就労状況

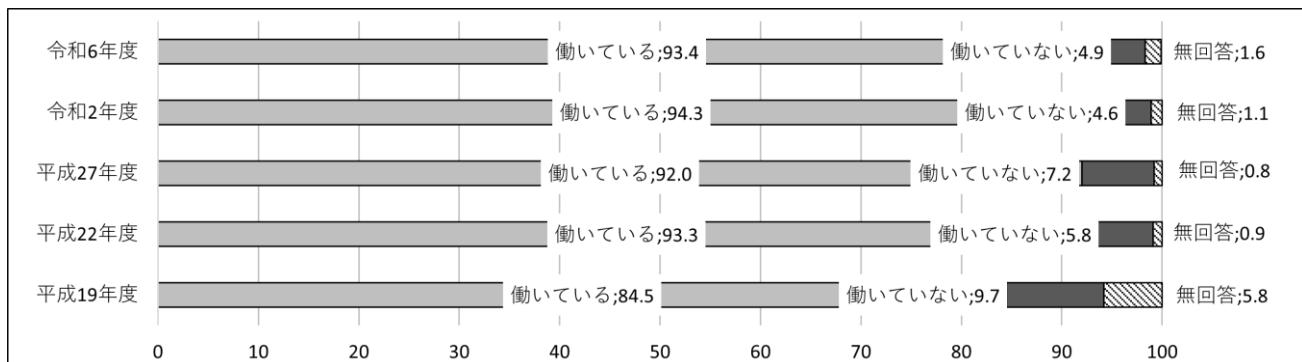
（単位：%）



第2章

☆ 父子家庭の父の就労状況

(単位 : %)

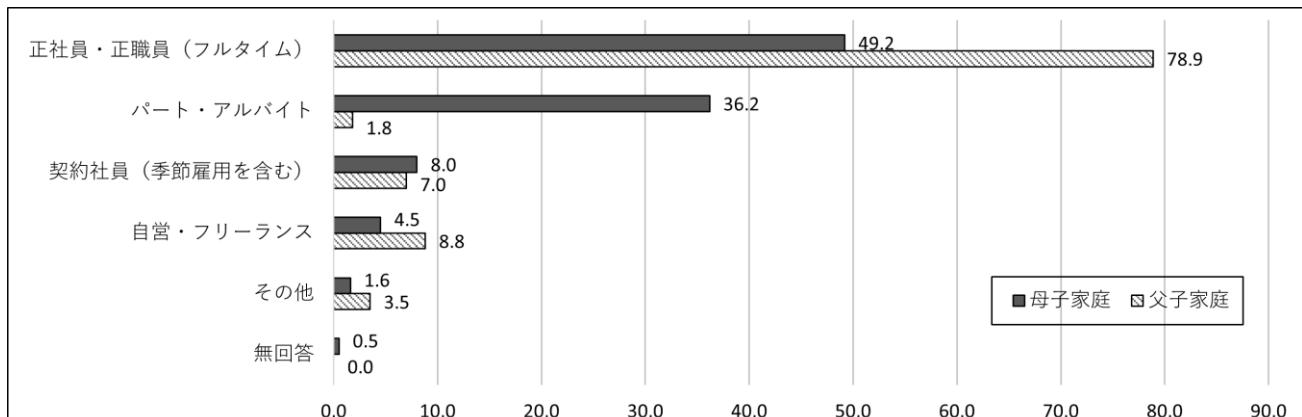


(5) 雇用形態

雇用形態については「正社員・正職員（フルタイム）」が母子家庭では49.2%、父子家庭では78.9%と最も多いですが、母子家庭では「パート・アルバイト」「契約社員（季節雇用を含む）」が合わせて44.2%となり、父子家庭よりも非正規雇用の割合は多い現状です。

☆ 保護者の雇用形態（令和6年度）

(単位 : %)

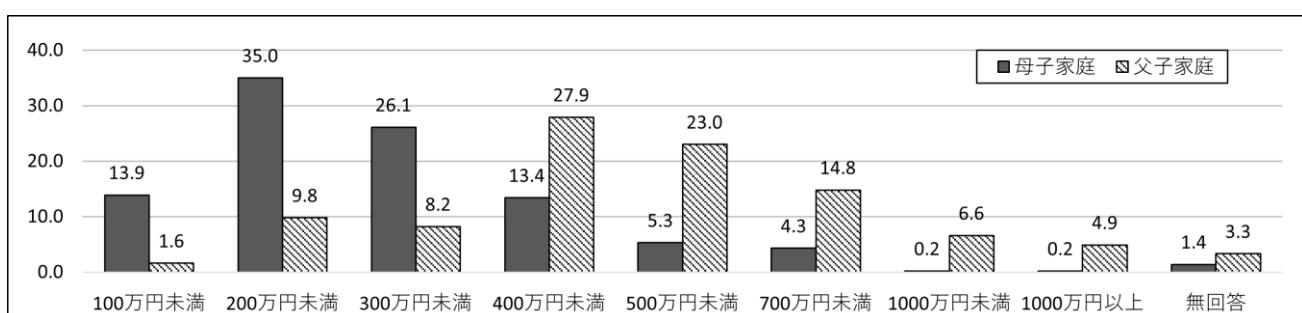


(6) ひとり親家庭の年収状況

母子家庭では100万円以上200万円未満が最も多く35.0%となり、全体の75.0%が年収300万円未満との結果になりました。一方、父子家庭は300万円以上400万円未満の割合が27.9%と最も多く、全体の77.2%が年収300万円以上との結果になったことから、母子家庭と父子家庭では、年間収入に大きな開きがあることが分かります。

☆ 母子家庭及び父子家庭の年間収入（令和6年度）

(単位 : %)

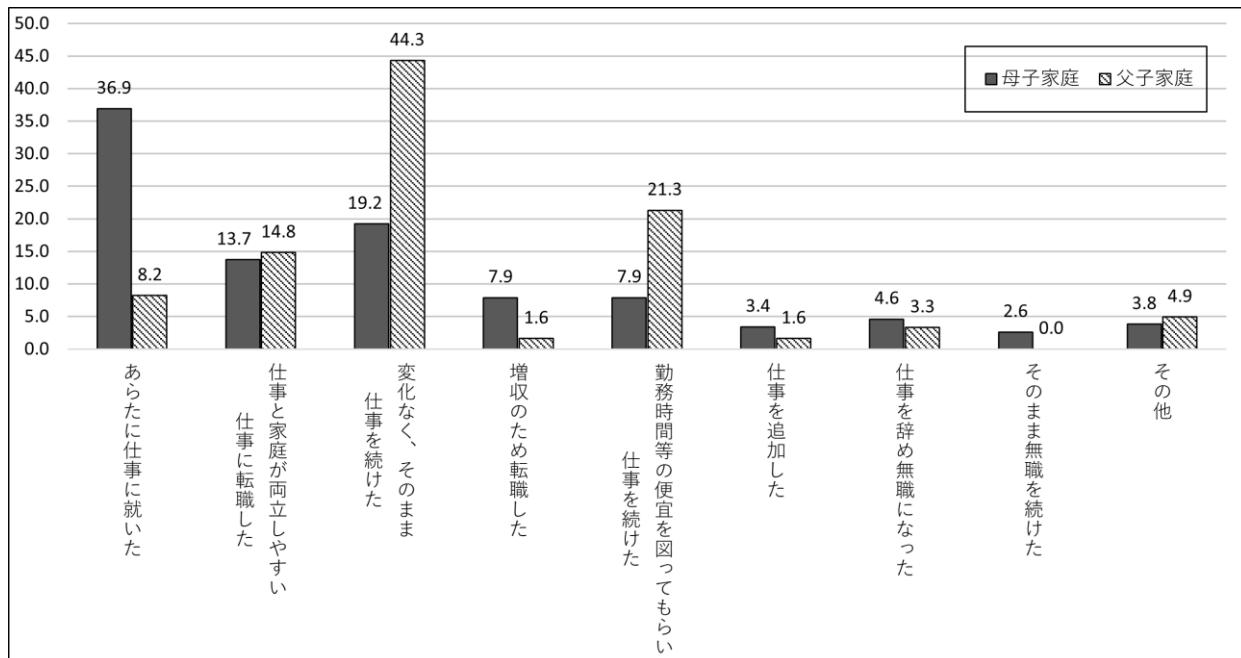


(7) ひとり親になる前とその後の就労状況について

母子家庭の場合は36.9%があらたに職に就いており、「増収のため転職した」「仕事を追加した」と合わせると48.2%の方が仕事の面で負担増となったことが伺えます。一方、父子家庭では、44.3%が変化なく仕事を継続しており、21.3%が勤務時間などの便宜を図ってもらい仕事を継続しています。

☆ ひとり親になる前とその後の就労状況（令和6年度）

（単位：%）



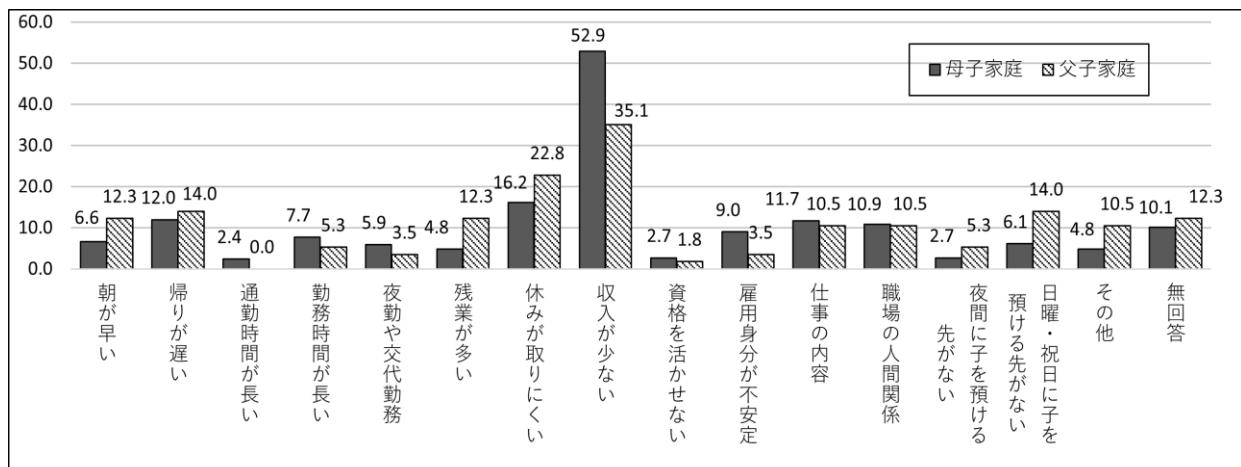
(8) 仕事を続けるうえでの悩みや不安

母子家庭の場合は、「収入が少ない」と答えている割合が52.9%と最も高く、次に「休みが取りにくい」、「帰りが遅い」、「仕事の内容」、「職場の人間関係」となっています。

父子家庭の場合も「収入が少ない」と答えた割合が35.1%と最も多く、次いで「休みが取りにくい」、「帰りが遅い」、「日曜・祝日に子を預ける先がない」、「残業が多い」など勤務時間に関しての悩みが多い傾向があります。

☆ 仕事を続けるうえでの悩みや不安（令和6年度）

（複数回答 単位：%）



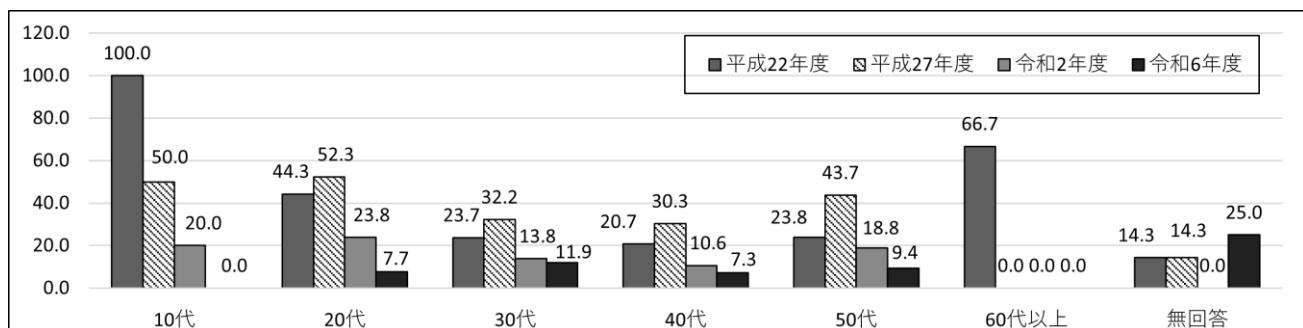
第2章

(9) 未就労者の状況

母子家庭の母の未就労（働いていないと回答した方）の状況を年齢別に見ると、どの年代も未就労者の割合が減少しています。

☆ 年齢別未就労者（母子家庭）

（単位：%）

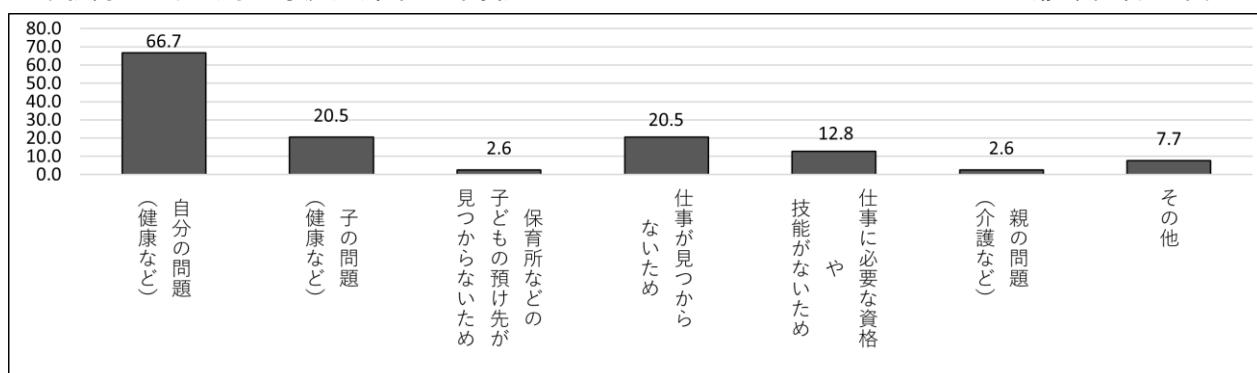


(10) 未就労の理由について

令和6年度の調査結果では、未就労の母子家庭の母の理由として、「自分の問題（健康など）」と答えた方の割合が66.7%で最も多く、次いで「子の問題（健康など）」「仕事が見つからない」がともに20.5%となっています。

☆未就労の理由（母子家庭）（令和6年度）

（複数回答 単位：%）

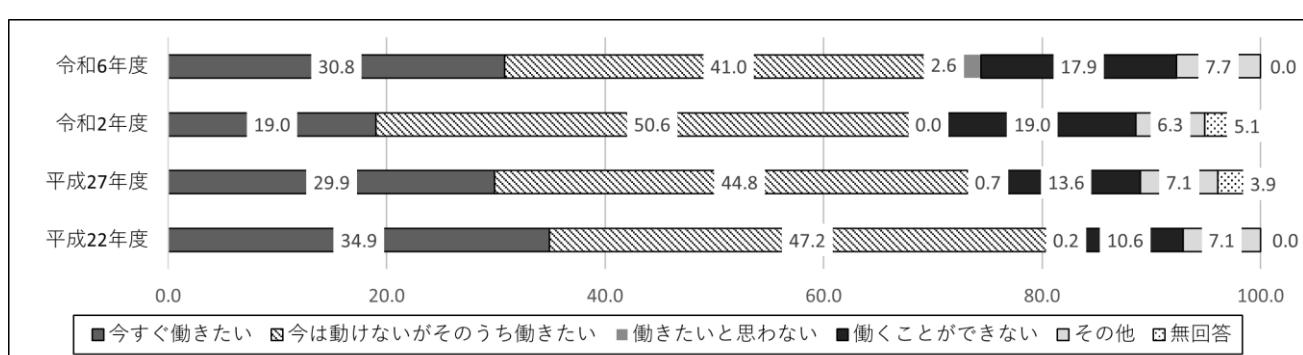


(11) 就労への意欲について

未就労の母子家庭の母の就労意欲について、令和6年度では「今すぐ働きたい」30.8%、「今は働けないがそのうち働きたい」41.0%を合わせると約7割となり、令和2年度と同水準になっています。

☆就労意欲について（母子家庭）

（単位：%）



第2章

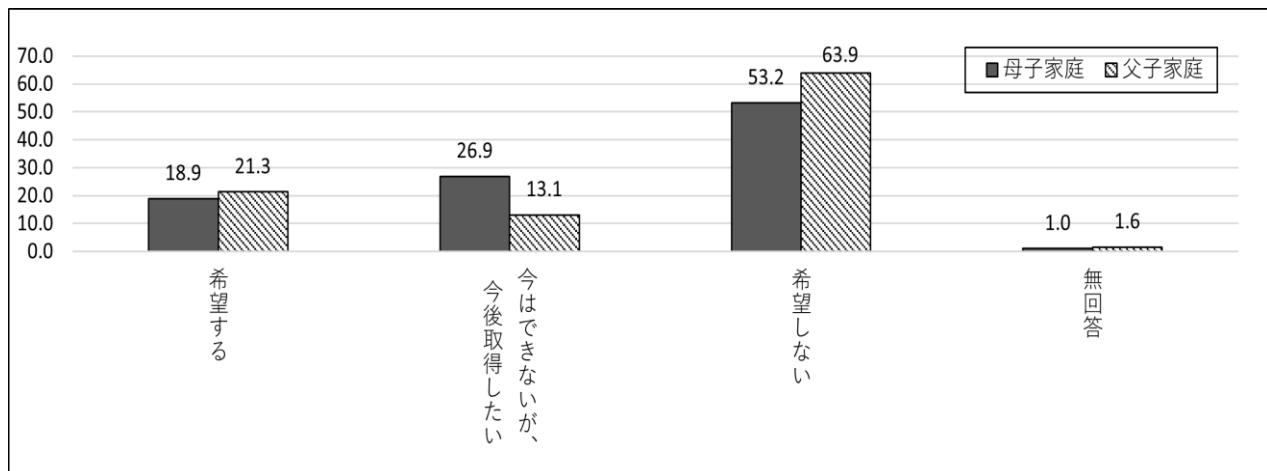
(12) 資格取得について

令和6年度の調査結果では、資格を取得したいと答えた方が、母子家庭では45.8%、父子家庭では34.4%となっています。取得したい資格は、母子家庭ではパソコン・情報処理、医療事務、介護福祉士が多く、父子家庭ではパソコン・情報処理、運転免許が多い回答となっています。

資格取得を希望しない理由は、母子家庭、父子家庭ともに「すでに持っている資格で十分だから」が多く、「現在の職業に必要ないから」と合わせ必要と感じていない方が多い傾向があります。一方で、母子家庭では「費用が用意できないから」が30.2%に上りました。

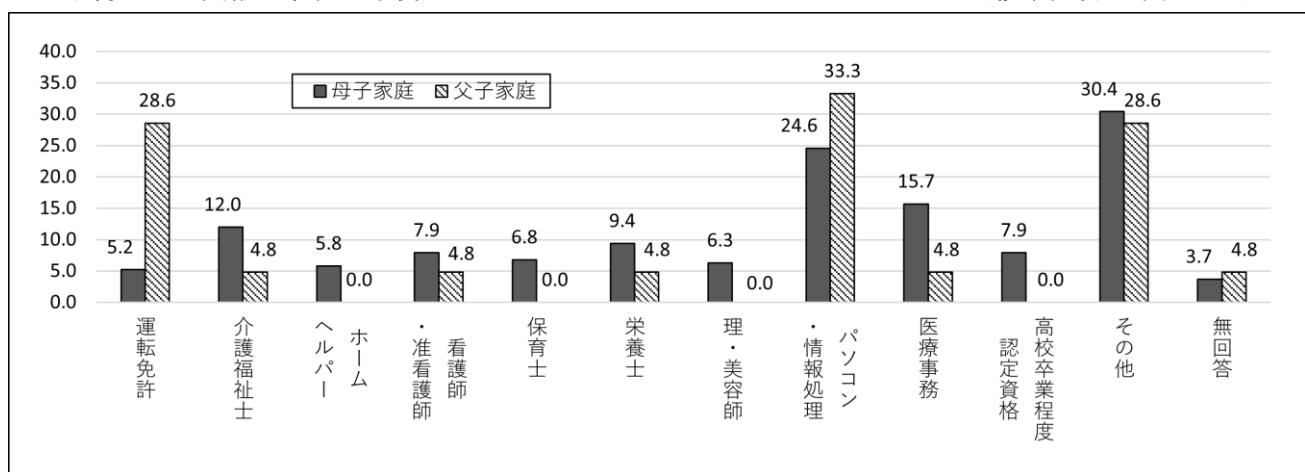
☆ 資格取得の希望について（令和6年度）

（単位：%）



☆ 取得したい資格（令和6年度）

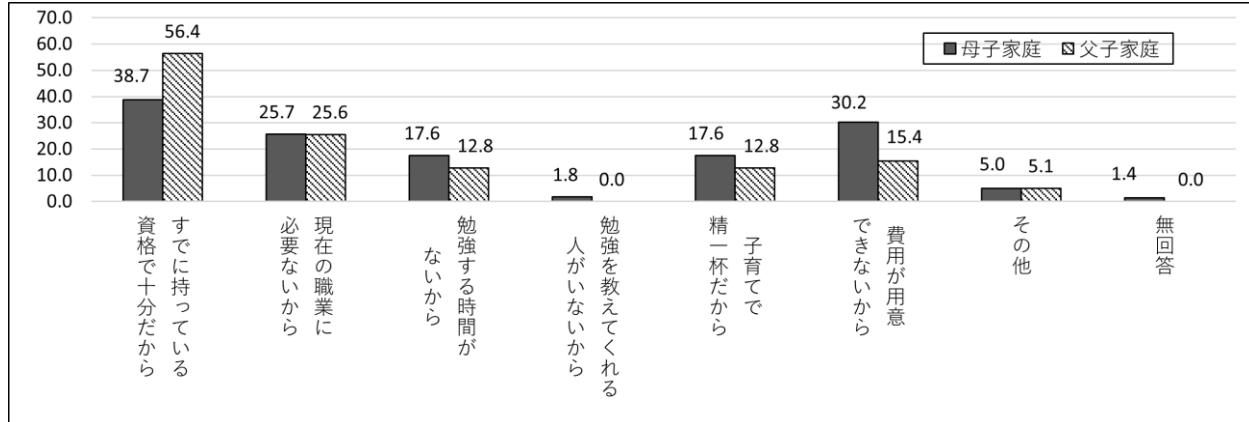
（複数回答 単位：%）



第2章

★ 資格取得を希望しない理由（令和6年度）

（複数回答 単位：%）

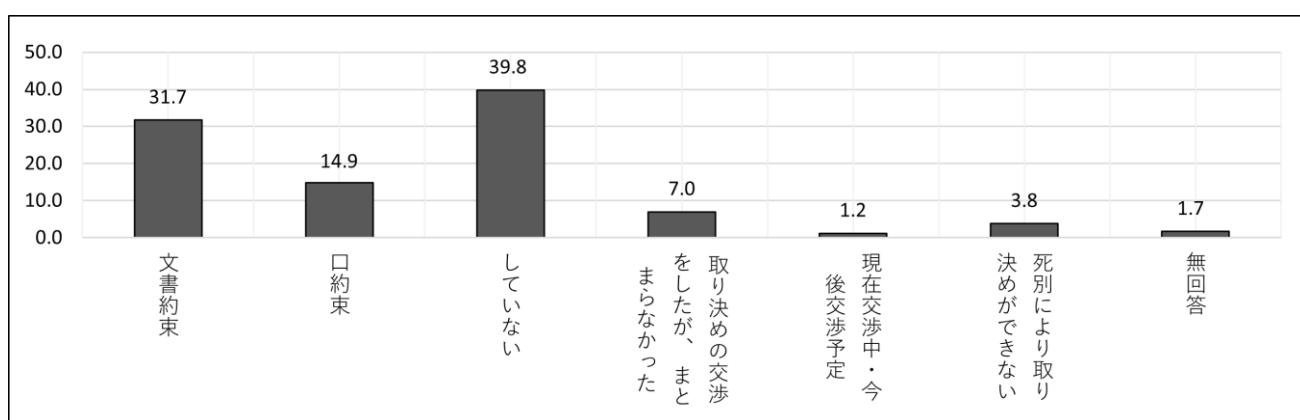


（13）養育費の取り決め状況

離婚家庭における母子家庭の養育費支払いの取り決め状況は、家庭裁判所での調停や公正証書などの文書約束を交わした方が令和6年度では31.7%となっていますが、依然として「取り決めをしていない」割合が多い状況です。

★ 養育費の取り決め状況（母子家庭）（令和6年度）

（単位：%）

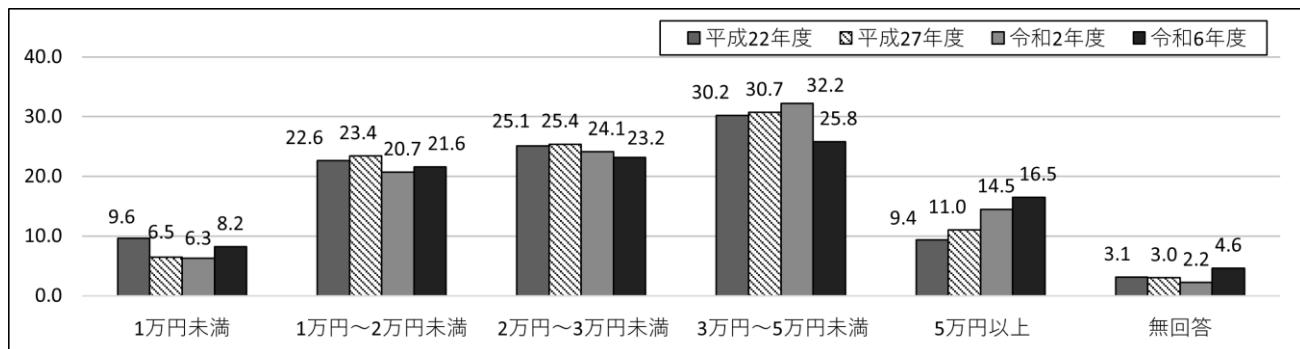


（14）養育費の額

母子家庭における養育費の額は、令和6年度においては「3万～5万円未満」が25.8%と最も多い状況です。過去のアンケート結果からみると「5万円以上」が増加傾向となっています。

★ 取り決めをした養育費の額（母子家庭）

（単位：%）



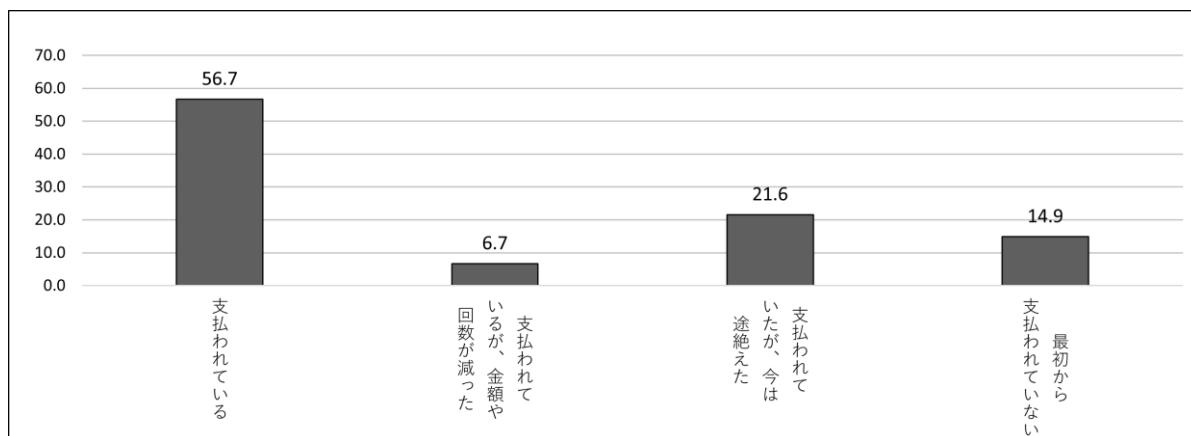
第2章

(15) 取り決めをした養育費の支払い状況

取り決めをした養育費は、令和6年度では「支払われている」が56.7%と半数を超えており、増加傾向にあります。一方で、「支払われているが、金額や回数が減った」方と「支払いが途絶えた」方と「最初から支払われていない」方が合わせて43.2%の方が減額やきちんと支払われていない現状があります。

☆ 実際の養育費支払い履行状況(母子家庭)(令和6年度)

(単位: %)

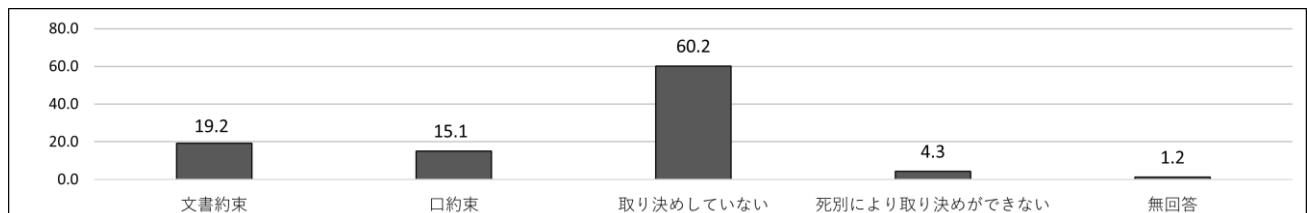


(16) 親子(面会)交流の取り決め状況

令和6年度の調査結果では、親子(面会)交流の取り決めをしていないと答えた方が60.2%となっています。

☆ 親子(面会)交流の取り決め状況(母子家庭)(令和6年度)

(単位: %)

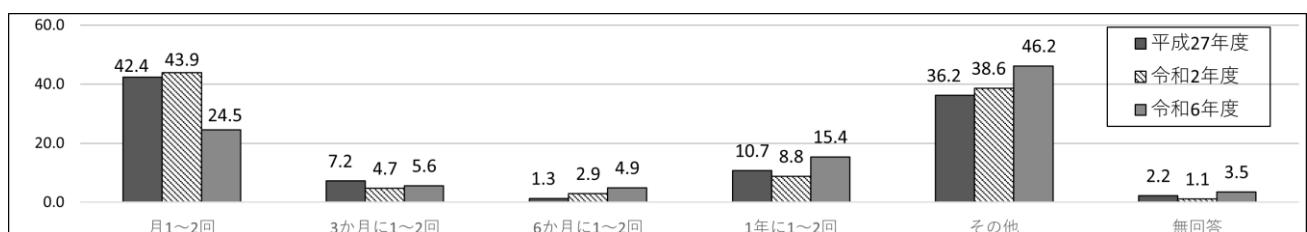


(17) 親子(面会)交流の頻度

令和6年度の調査結果では、親子(面会)交流の取り決めをしたと答えた方のうち、「月1~2回」が令和2年度から大きく減少し、交流頻度がより低いとの回答が増加しています。

☆ 取り決めをした親子(面会)交流の頻度(母子家庭)

(単位: %)



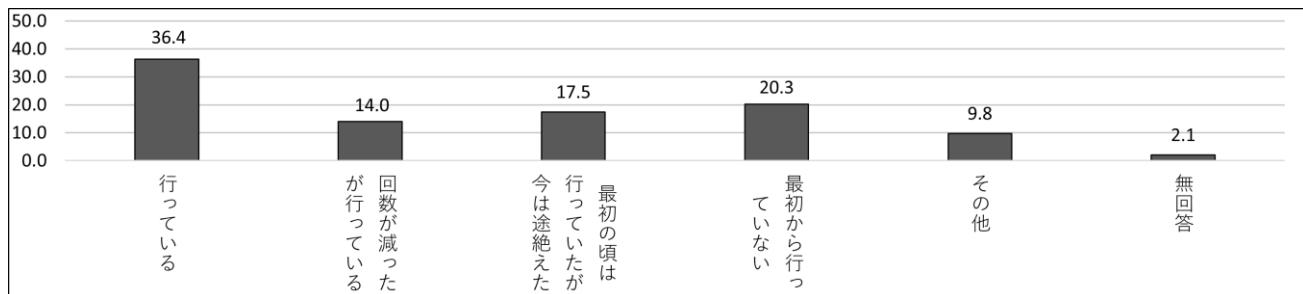
第2章

(18) 親子（面会）交流の履行状況

令和6年度の調査結果では、親子（面会）交流の取り決めをしたと答えた方のうち、実際に交流を行っている方が36.4%、回数が減ったが行っている方が14.0%となっており、合わせて約半数の方が交流を継続しています。

☆ 実際の親子（面会）交流の履行状況（母子家庭）（令和6年度）

（単位：%）

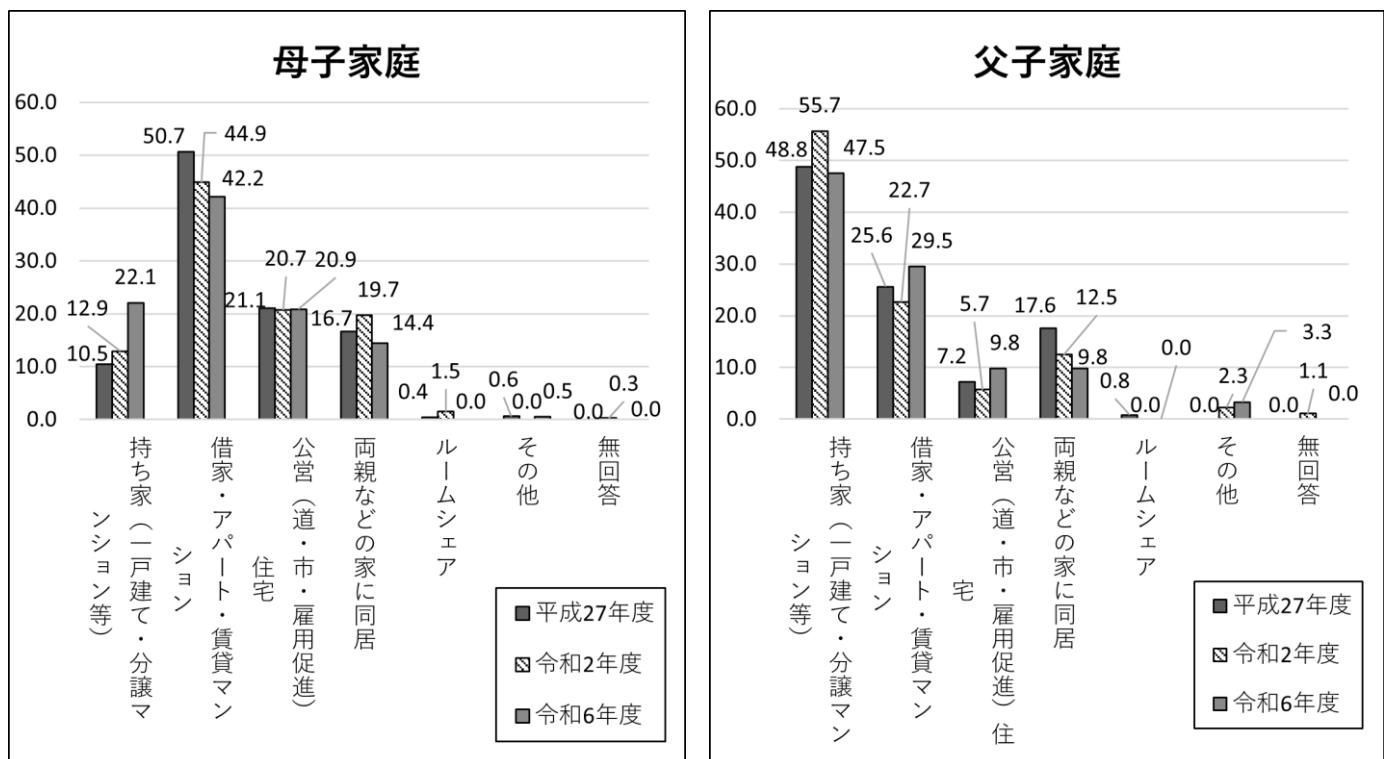


(19) 住まいの状況

令和6年度の調査結果では、母子家庭の場合は、「借家・アパート・賃貸マンション」42.2%、「公営住宅」20.9%と賃貸住宅が6割以上を占めています。一方、父子家庭では、「持ち家」が47.5%と最も多く、母子家庭との差が浮き彫りになっています。

☆ 住まいの状況

（単位：%）



第2章

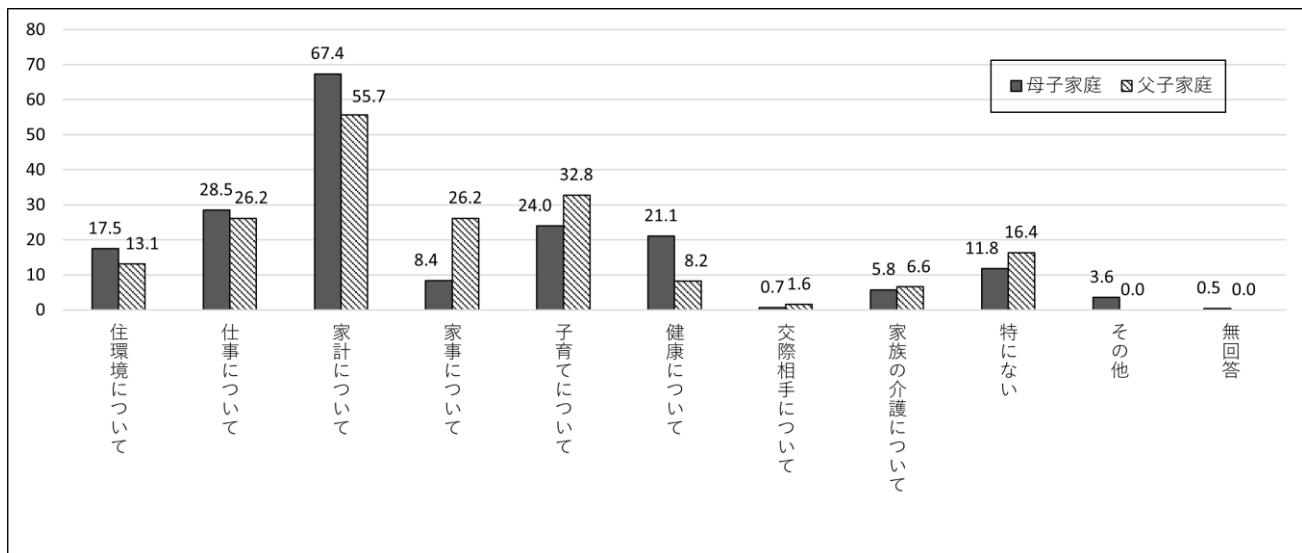
(20) 生活するうえでの困りごと

ひとり親家庭が生活するうえでの困りごとでは、令和6年度の調査では母子家庭、父子家庭ともに、「家計について」が最も高く、経済的に厳しい状況が分かれます。

それ以外では、母子家庭は「仕事について」「子育てについて」「健康について」の順となっており、母自身に関する悩みが見受けられる一方で、父子家庭は「子育てについて」「仕事について」「家事について」の順となっており、家庭内における悩みが多く見られます。

☆ 困っていることや悩みごと（令和6年度）

（複数回答 単位：%）

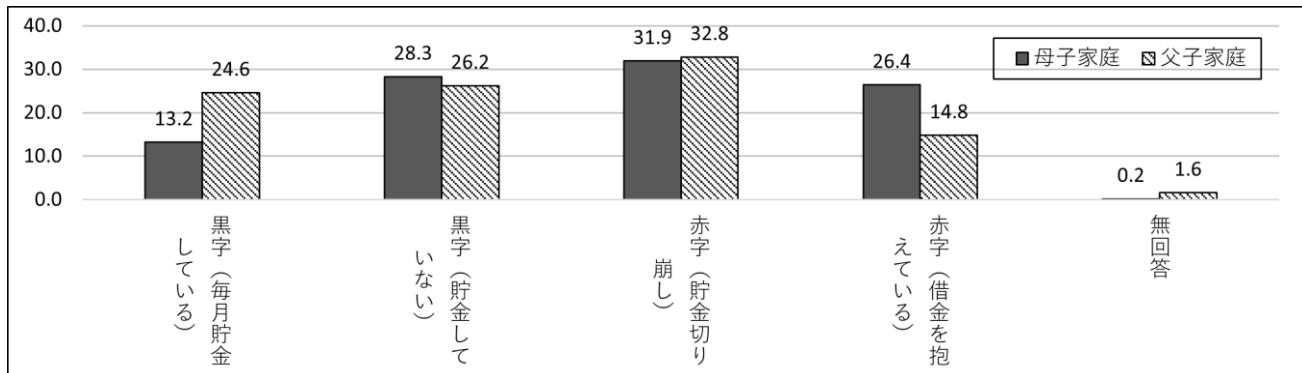


(21) 家計について

令和6年度の調査では、貯金を切り崩しながら生活している方が最も多い、母子家庭31.9%、父子家庭32.8%との結果でした。黒字の割合は、母子家庭41.5%、父子家庭50.8%、赤字の割合は母子家庭58.3%、父子家庭47.6%と、母子家庭、父子家庭とともに約半数の方が家計に不安を抱える世帯が多い状況です。

☆ 家計について（令和6年度）

（単位：%）



第2章

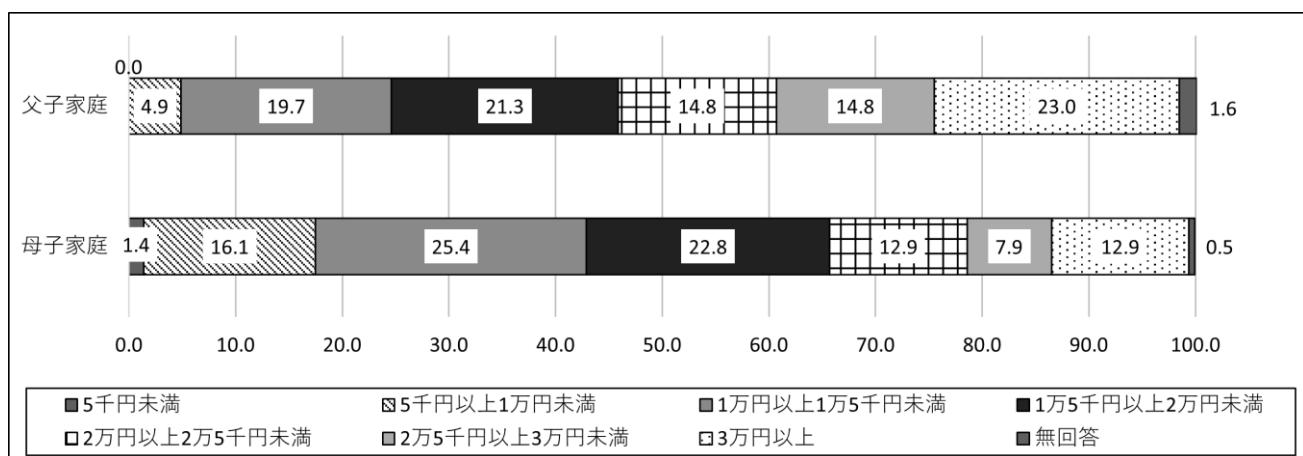
(22) 食事について

令和6年度の調査結果では、家族1人当たりの食費（月額）について、母子家庭では「1万円以上1万5千円未満」「1万5千円以上2万円未満」と回答した方が多く、父子家庭では「1万5千円以上2万円未満」「3万円以上」と回答した方が多くなっています。

食料の購入状況を見ると、買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせると、母子家庭、父子家庭ともに半数以上の方が経済的理由で食料を買えない経験があることがわかりました。

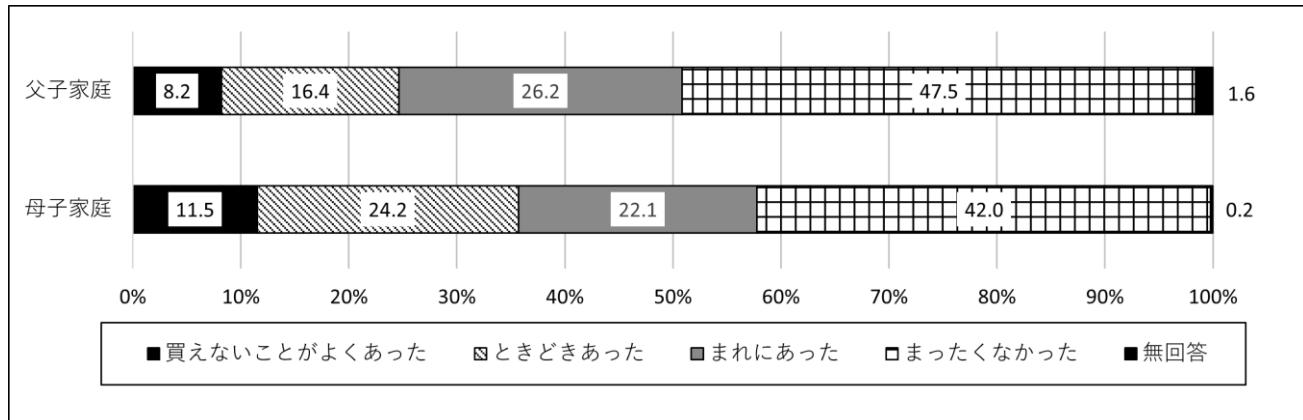
★ 家族1人当たりの食費（月額）（令和6年度）

（単位：%）



★ 食料の購入状況（令和6年度）

（単位：%）



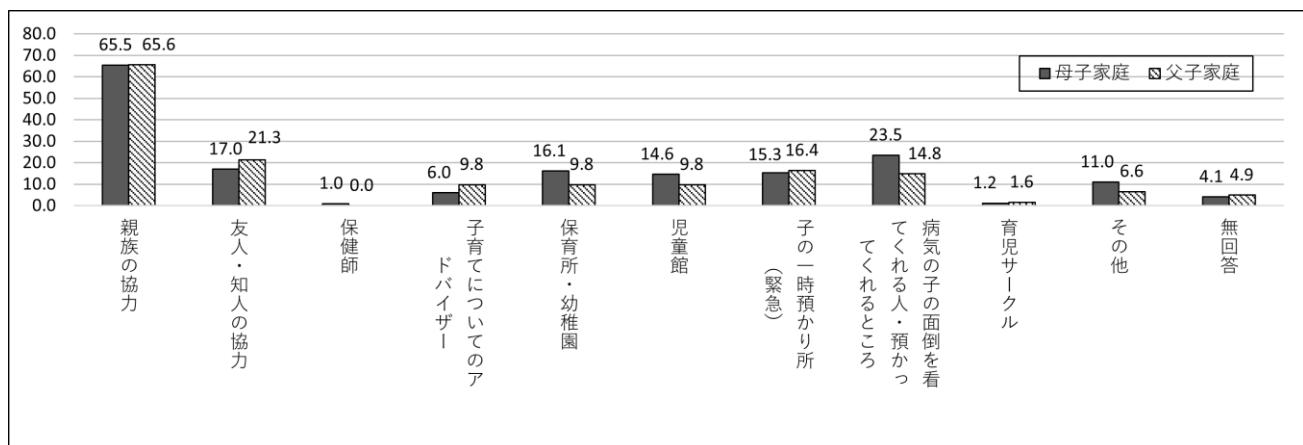
第2章

(23) 子育てをするうえで必要と考える支援

子育てに必要とする支援では、「親の協力」と答えている方が母子家庭及び父子家庭ともに最も多く、約7割を占めています。次に、母子家庭では「病気の子どもの面倒を看てくれる人・預かってくれるところ」、父子家庭では「友人・知人の協力」を求める傾向にあります。

☆ 子育てに必要と考える支援（令和6年度）

（複数回答 単位：%）

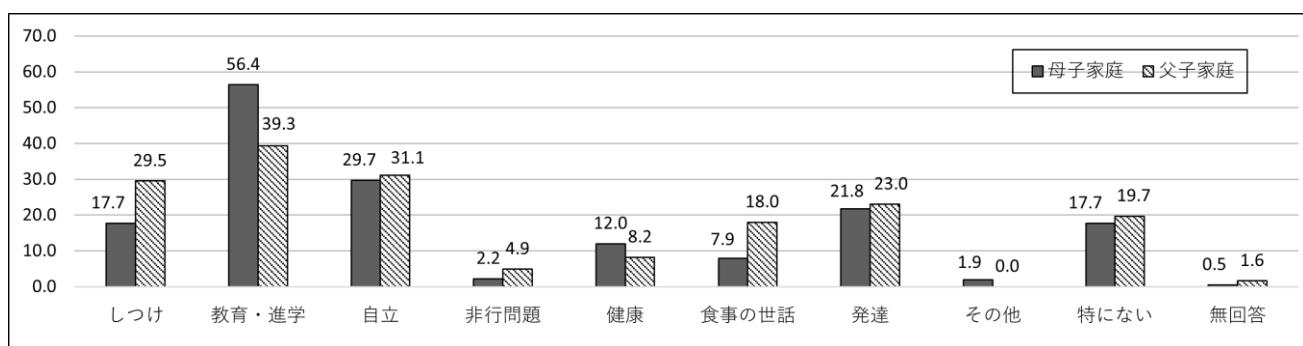


(24) こどもについての悩み

こどもに関する悩みについては、母子家庭及び父子家庭が共通して「教育・進学」「自立」「発達」が多い傾向にあります。また、父子家庭では、母子家庭と比較すると「しつけ」や「食事の世話」といった、こどもとの関わりを答えた方が多い傾向にあります。

☆ こどもについての悩み（令和6年度）

（複数回答 単位：%）



第2章

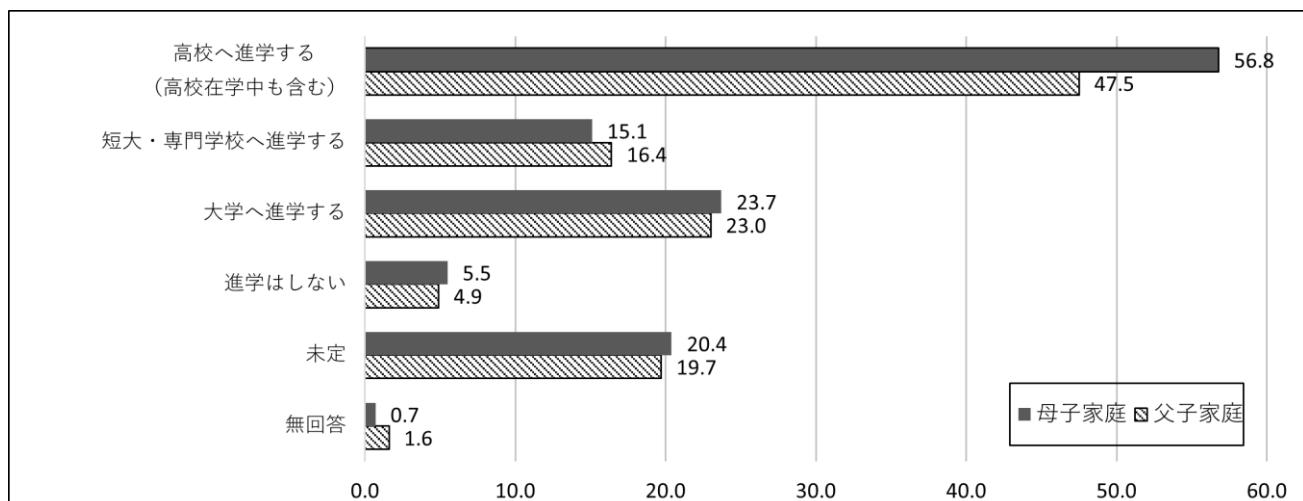
(25) 子どもの教育について

義務教育修了後の子どもの進学については、母子家庭・父子家庭ともに約5割が高校への進学（在学中も含む）を考えており、「短大・専門学校」「大学」と合わせ進学を希望する家庭が多い傾向があります。

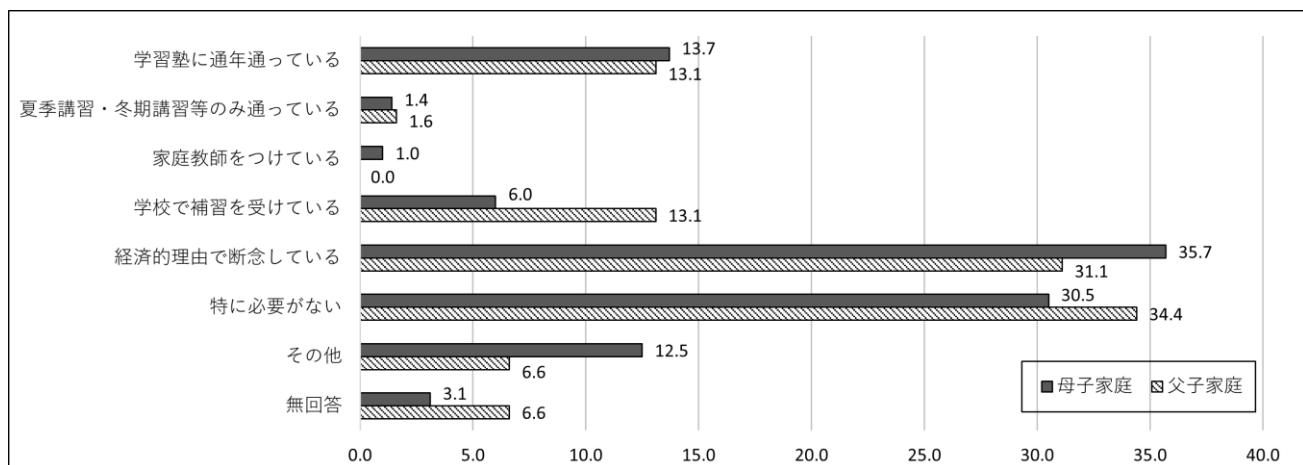
また、進学や成績向上を目的とした学校の授業以外の勉強については、母子家庭・父子家庭ともに3割以上が「経済的理由で断念している」と回答しており、約3人に1人が経済的な厳しさが教育に影響していることが分かります。

☆ 子どもの進学について（令和6年度）

（複数回答 単位：%）



☆ 進学・成績向上を目的とする授業以外の勉強の状況について（令和6年度）（複数回答 単位：%）



(26) 健康状態について

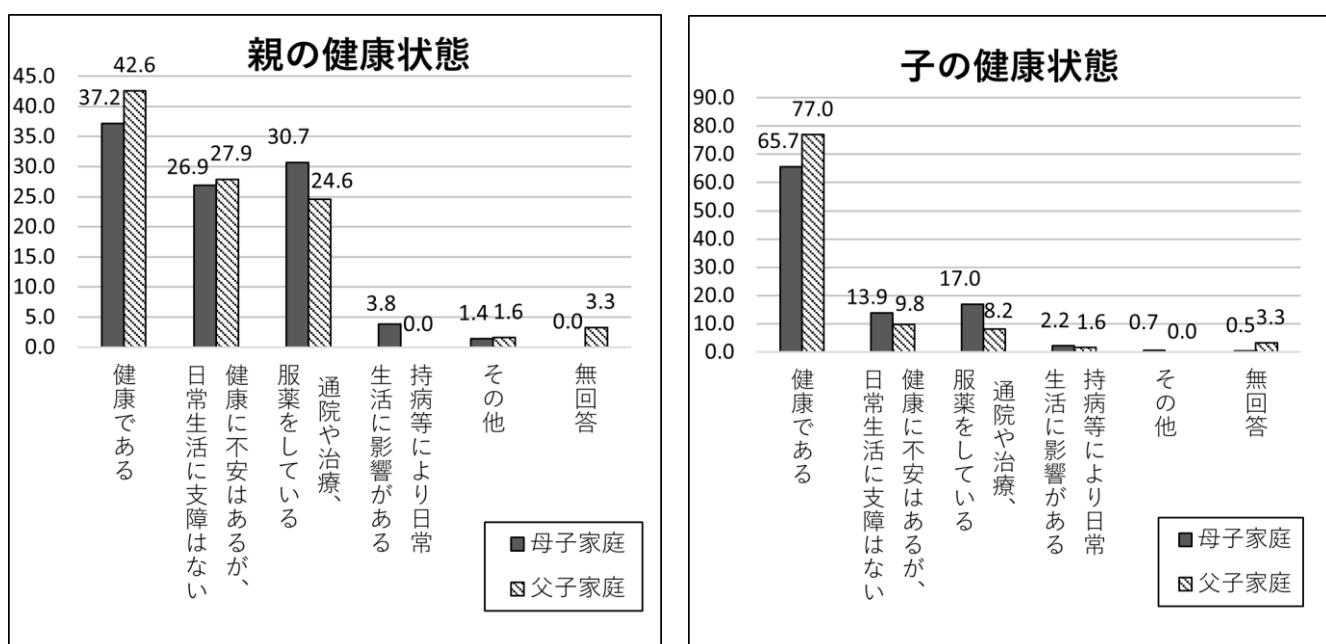
令和6年度の調査結果では、親の健康状態について、「健康である」と「健康に不安はあるが、日常生活に支障はない」を合わせると、母子家庭では64.1%、父子家庭では70.5%が日常生活に支障がないと答える一方で、母子家庭では「通院や治療、服薬をしている」30.7%、「持病等により日常生活に影響がある」3.8%となっており、合わせて約3人に1人の割合で健康とは言えない状態にあることがうかがえます。

子の健康状態については、「健康である」と回答した方が母子家庭では65.7%、父子家庭では77.0%と最も多い状況であるものの、「通院や治療、服薬をしている」と「持病等により日常生活に影響がある」を合わせると、母子家庭では19.2%、父子家庭では9.8%が健康上の影響があることがわかりました。

子どもが受診できなかった経験がある家庭は、母子家庭が12.0%、父子家庭が21.3%あり、その理由が「仕事の休みが取れなかった」が母子家庭・父子家庭ともに最も多い結果となりました。

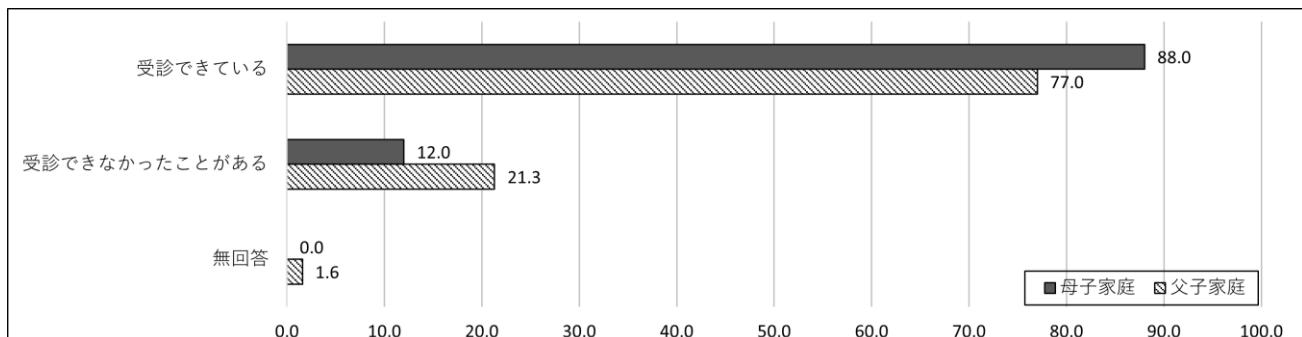
☆ 健康状態について（令和6年度）

（単位：%）



☆ 子の具合が悪い時の病院受診について（令和6年度）

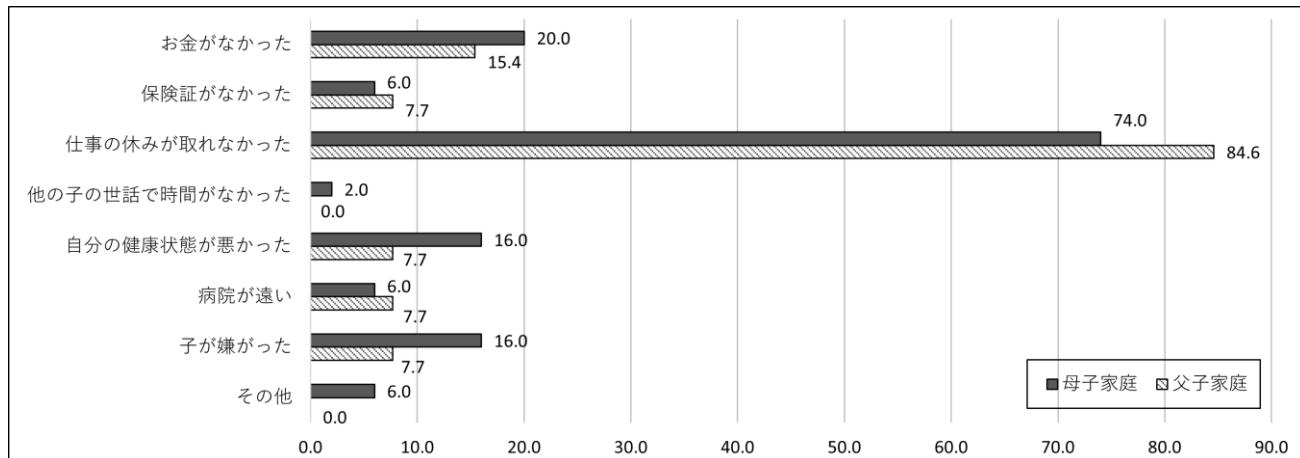
（単位：%）



第2章

☆ 病院を受診できなかった理由（令和6年度）

（複数回答 単位：%）

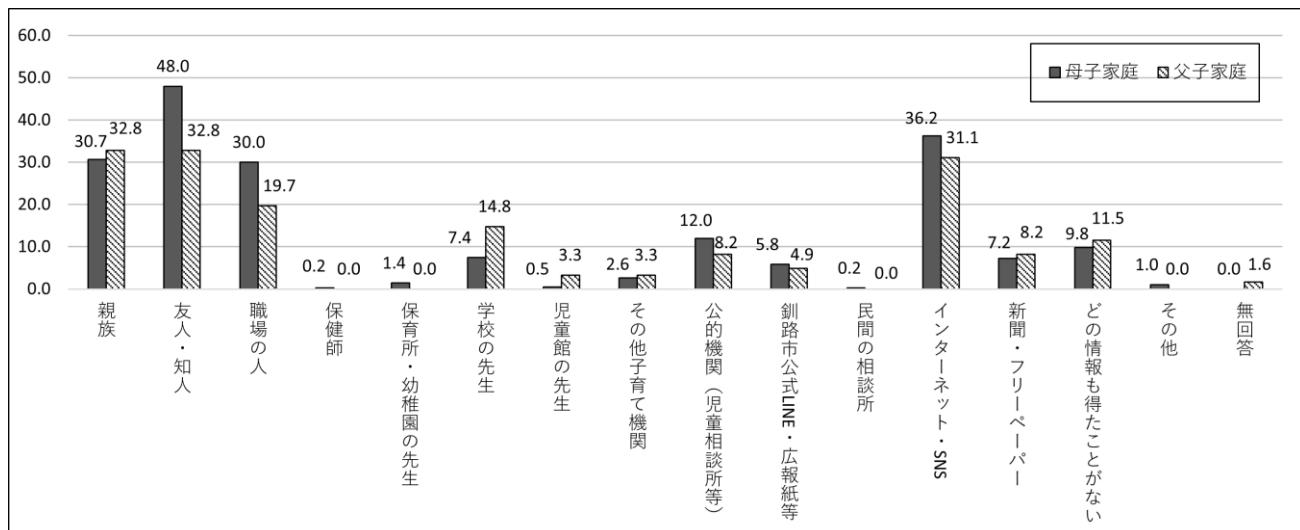


（27）子育てや就労に関する情報の取得先について

令和6年度の調査結果では、母子家庭では「友人・知人」が48.0%、父子家庭では「親族」「友人・知人」がそれぞれ32.8%と最も多い回答となっています。「インターネット・SNS」の活用については、母子家庭36.2%、父子家庭31.1%と、いずれも3割以上の方が情報取得先として挙げています。

☆ 子育てや就労に関する情報の取得先（令和6年度）

（複数回答 単位：%）



3 自立支援について

（1）相談窓口

こども支援課に設置しているくしろ家庭児童相談室では、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の様々な相談に応じ、関係機関・団体と連携し、ひとり親家庭に関する制度等の情報提供や助言等を総合的に行い、自立を支援します。

第2章

☆ 母子・父子自立支援員の面接相談延べ件数

(単位：件)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	母子	1,490	1,401	1,298	1,347	1,289
	父子	80	113	144	125	92

(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業

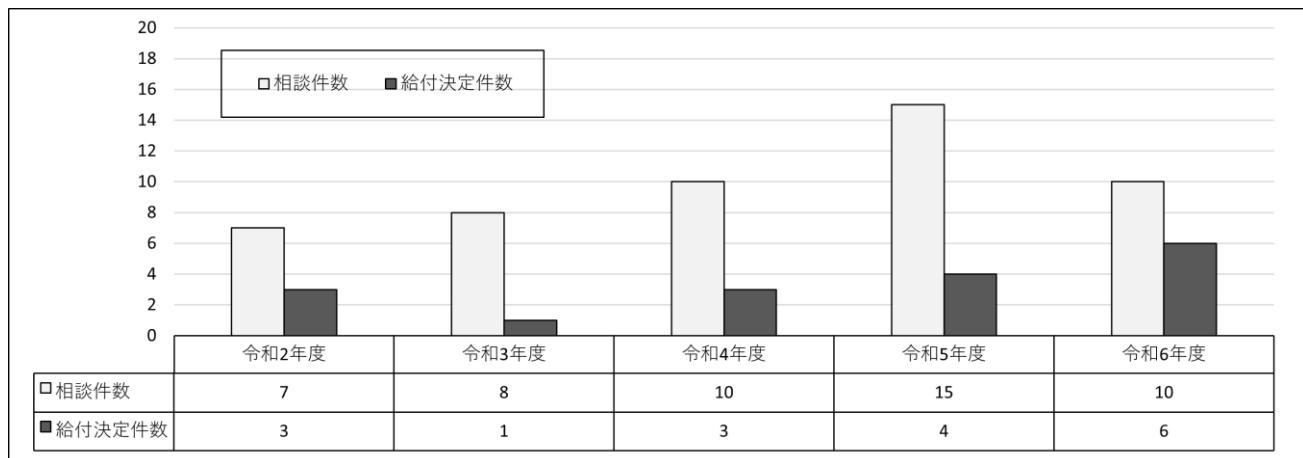
ひとり親家庭の父及び母の職業能力開発のための取組みを支援し、就業をより効果的に促進するために自立支援給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援しています。この事業は、「自立支援教育訓練給付金事業」と「高等職業訓練促進給付金事業」の2種類の事業があります。

① 自立支援教育訓練給付金事業

就業のために技能習得や資格取得を目指す講座の受講費用の一部を助成する事業であり、令和6年度では教育訓練給付金利用者の6割以上がその資格を生かして就労しています。取得を希望する資格は多岐にわたり、令和6年度はデジタル分野が増えています。

☆相談件数と給付決定者数（利用者数）〔釧路市こども支援課統計〕

(単位：件)



第2章

☆給付決定者内訳（利用者数）〔釧路市こども支援課統計〕

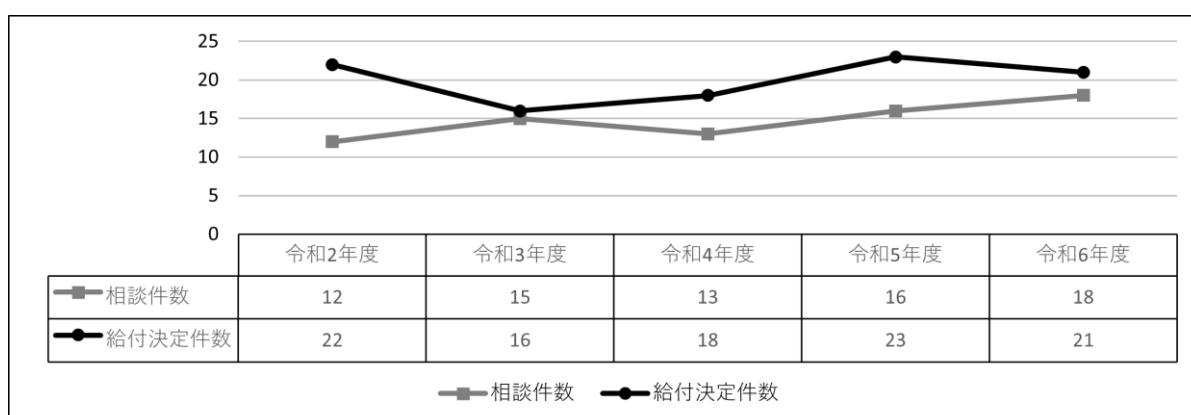
資格	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護職員初任者研修	2人	0人	1人	0人	1人
介護福祉士実務者研修	0人	0人	2人	2人	0人
介護支援専門員研修	0人	0人	0人	1人	0人
医療事務	1人	0人	0人	0人	0人
行政書士	0人	0人	0人	0人	1人
登録販売者	0人	1人	0人	0人	0人
大型自動車免許	0人	0人	0人	1人	1人
プログラミング講座	0人	0人	0人	0人	1人
Webディベロッパー	0人	0人	0人	0人	1人
AIエンジニア	0人	0人	0人	0人	1人

② 高等職業訓練促進給付金事業

専門的な資格の取得を容易にするために、ひとり親家庭の父または母が6か月以上の養成機関で修業する場合、一定期間、訓練促進費を支給し生活費の負担軽減を行う事業です。資格取得の内容は、看護師や理・美容師が多い傾向がありますが、令和3年度より6か月以上の修業を要する民間資格（デジタル分野など）も対象として拡充したため、デジタル分野での利用も増加しています。

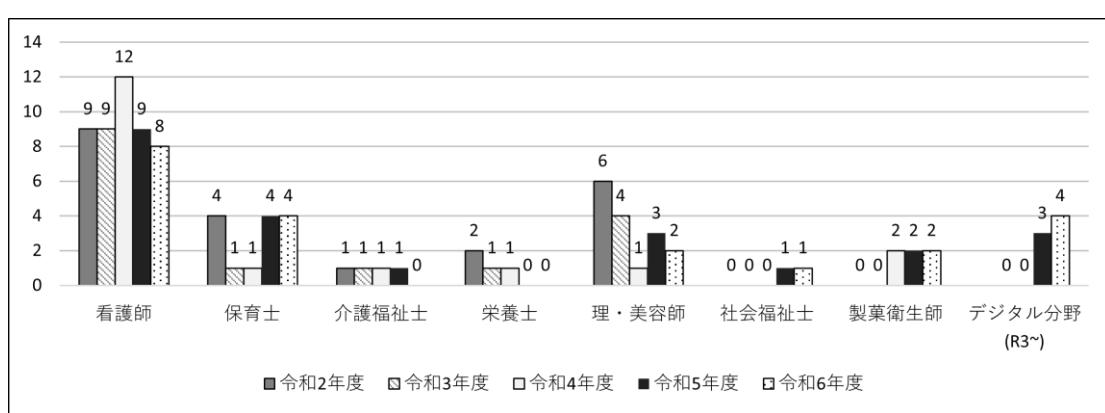
☆ 相談件数と給付決定件数（利用者数）〔釧路市こども支援課統計〕

（単位：人）



☆ 資格取得別決定件数（利用者数）〔釧路市こども支援課統計〕

（単位：人）



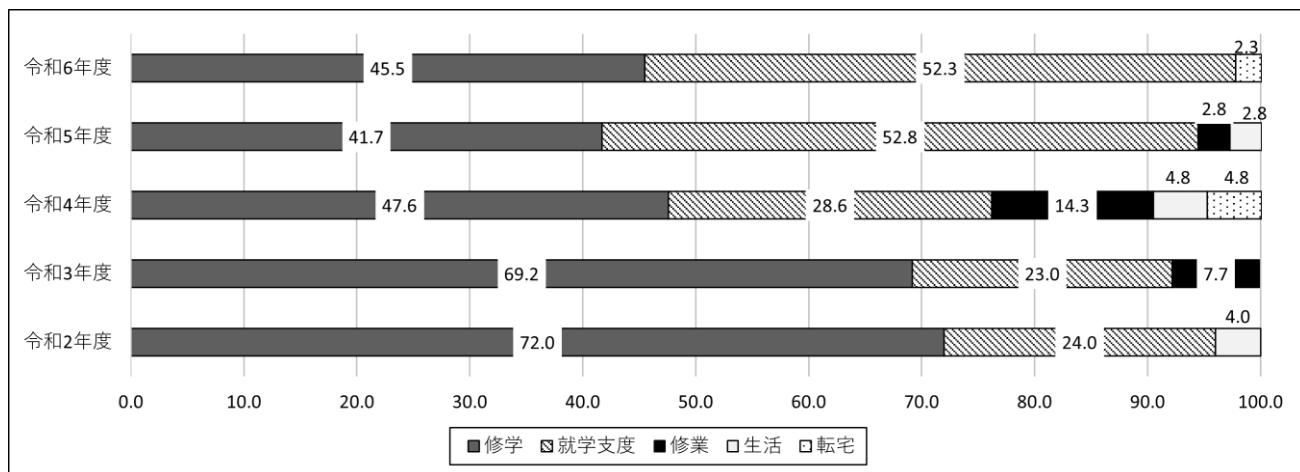
第2章

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談

北海道の貸付制度である「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」は、母子・父子・寡婦の経済的自立を支援し、扶養している子どもの福祉を増進することを目的として無利子または低利子で行われており、釧路市が貸付の相談窓口となっています。

いずれの年も子どもに関わる「修学」と「就学支度」の利用が多く、令和6年度は合わせて97.8%となりました。

☆ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付件数割合〔釧路市こども支援課統計〕 (単位 : %)



☆ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付件数〔釧路市こども支援課統計〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修 学	18 件	9 件	10 件	15 件	20 件
就 学 支 度	6 件	3 件	6 件	19 件	23 件
事 業 開 始	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
事 業 継 続	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
技 能 習 得	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
修 業	0 件	1 件	3 件	1 件	0 件
就 職 支 度	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
医 療 介 護	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
生 活	1 件	0 件	1 件	1 件	0 件
住 宅	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
転 宅	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
結 婚	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	25 件	13 件	21 件	36 件	44 件

第3章 自立支援の基本的考え方

1 施策の方向性

こどもが健やかに成長していく環境、安心して子育てができる環境となるためには、ひとり親家庭、特に母子家庭の自立支援を重点にした、こどもの視点、親の視点両方からみた切れ目のない支援施策として、「子育てや生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の総合的な展開が重要です。

このため、第6次計画においても、これらの基本的な考え方を継承するとともに、ひとり親家庭の誰もが健全で安心して暮らせるように、関係機関・団体等との連携強化を図り、相談体制の充実や情報の提供、サービスの提供等を推し進めていきます。

(1) 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、健やかな成長に必要な生活環境や機会を確保するよう、保育サービスをはじめとした、ニーズに応じた子育て支援制度の利用の促進や妊娠から育児までの切れ目のない支援、こどもの居場所の充実、公営住宅の入居への配慮など、生活や子育ての支援体制の推進に努めます。

(2) 就業支援の充実

ひとり親家庭が安定した収入を得ることができ、自立した生活が営めるよう、就業相談、職業能力向上のための職業訓練や各種資格取得、就業に関する情報提供、就業機会の確保等について、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を図り、ひとり親家庭の実態に即したきめ細やかな支援に努めます。

(3) 養育費確保の推進

ひとり親家庭のこどもが適切な養育費を受けられるよう、また適切な親子(面会)交流の取り決めや実施が行われるよう、法テラスや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携・協力を図り、養育費についての取り決めの促進、養育費支払いや親子(面会)交流についての情報提供、相談・支援の推進に努めます。

(4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の安定した生活を確保するために、児童扶養手当制度や医療費助成制度等の福祉サービスを適切に受けることができるよう支援するとともに、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を促進し、経済的自立の推進に努めます。

安定した収入を確保し経済的な自立を図ることは、親と子両方の貧困の解消に向けた対策にも資することから、その推進に努めます。

(5) 支援体制の充実

ひとり親家庭の安心した暮らしやこどもの健やかな育成のため、子育てや就業をはじめとした様々な課題にきめ細かく対応できるよう、ガイドブック、広報紙などによる情報提供や母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を強化し、相談体制・機能の充実、切れ目のない支援に努めます。

第3章

2 施策の体系

釧路市ひとり親家庭自立促進計画

1 子育て・生活支援の充実

- (1) 児童の保育所入所への配慮
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 児童健全育成事業の推進
- (4) 生活困窮世帯等の子どもの居場所づくり
・学習支援の実施
- (5) 子育て短期支援事業の推進
- (6) 生活支援事業の推進
- (7) 住宅確保促進のための配慮

2 就業支援の充実

- (1) 就業相談の充実
- (2) 母子家庭等就業・自立支援センターとの連携強化
- (3) ひとり親家庭自立支援給付金事業の充実
- (4) 各種就業支援事業への参加促進
- (5) 生活保護受給母子世帯への自立支援

3 養育費確保の推進

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 親子（面会）交流の支援
- (3) 相談体制の充実

4 経済的支援の推進

- (1) 手当等制度
- (2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度
- (3) 就学援助

5 支援体制の充実

- (1) 相談・情報提供の充実
- (2) 分担と連携
- (3) 母子寡婦福祉団体への支援

第4章 具体的施策の展開

1 子育て・生活支援の充実

(1) 児童の保育所入所への配慮

ひとり親家庭をめぐる就労環境が厳しい現状を踏まえ、就業や求職活動、職業訓練活動が十分に行うことができるよう、保育所入所にあたっての配慮に努めます。

(2) 保育サービスの充実

保護者の就労形態、勤務体制の多様化に応えるよう、現行の特別保育事業の継続実施やファミリー・サポート・センター事業の普及拡大に努めます。

① 特別保育事業

主な事業名《所管》	事業内容
延長保育促進事業 《こども育成課》	通常の時間を超えた保育が必要なお子さんを、時間を延長してお預かりします。 ○実施施設数：25か所
休日保育事業 《こども育成課》	保育所（園）に入所しているお子さんで、休日も就業する方のために、保育を必要とする生後満6か月以上のお子さんをお預かりします。 ○実施施設数：2か所
一時預かり事業 《こども育成課》	保育所（園）等に入所していないお子さんで、急な用事や保護者の病気等で一時的に保育を必要とする場合にお預かりします。 ○実施施設数：9か所
特別支援保育事業 《こども育成課》	心身に障がいのある3歳以上のお子さんをお預かりし、集団で保育します。 ○実施施設数：25か所
病後児保育事業 《こども育成課》	保育所（園）に入所しているお子さんで、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間お預かりします。 ○実施施設数：1か所
病児保育事業 《こども育成課》	病気の回復期に至らない状況にあり、かつ当面の症状の急変が認められない場合、保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難であるお子さんを対象として、病児保育施設でお預かりします。 ○実施施設数：1か所

第4章

② ファミリー・サポート・センター事業

主な事業名《所管》	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業 《こども育成課》	子育ての支援を受けたい依頼会員と支援ができる提供会員による会員組織で、保育所・幼稚園の送迎や保護者の用事等による一時的な託児等に対応します。 ○実施機関：釧路市社会福祉協議会

(3) 児童健全育成事業の推進

幼児や児童が、安全・安心に過ごせるように、児童館・児童センターや放課後児童クラブ等を遊びや生活の場として提供し、健康増進や健全育成の推進に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
児童館・児童センター 《こども育成課》	18歳未満の児童が自由に遊ぶことができる場所として、月曜日～土曜日の午前9時から午後6時まで開館しています。 ○児童館・児童センター設置数：21か所
放課後児童クラブ 《こども育成課》	保護者が就労等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、21か所の児童館・児童センターと2か所の小学校で、放課後児童クラブを実施しています。
阿寒湖温泉子供交流館 《阿寒保健福祉課》	児童に健全な遊びの場を提供し、健康の増進と情操を豊かにするため、月曜日～土曜日の午前10時から午後5時まで開館しています。
音別町放課後子ども広場 《音別保健福祉課》	小学校に就学している児童を対象に、放課後等における適切な遊びの場や生活の場を提供しています。
放課後チャレンジ教室 《学校指導課》	興津小学校の1年生から6年生までの児童を対象に、空き教室を利用して放課後に体験・交流・学習活動を実施しています。

(4) 生活困窮世帯等の子どもの居場所づくり・学習支援の実施

学校や放課後児童クラブ等の終了後の居場所の提供や学習支援等を充実し、子どもに様々な体験の機会を提供する場所の環境整備に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
生活困窮世帯等子ども学習支援事業 《社会援護課》	生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対して、学校や家庭以外の居場所を提供し、参加者個々の状況に応じた学習サポートやレクレーションを実施します。 ○実施施設数：市内2か所

第4章

(5) 子育て短期支援事業の推進

保護者が、病気や就労等で一時的に家庭での養育ができない場合、児童養護施設等で児童を短期間預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業の周知に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
ショートステイ事業 《こども支援課》	保護者の疾病や仕事等で一時的に家庭での児童の養育に支援が必要な時に、児童養護施設等で短期間お預かりします。
トワイライトステイ事業 《こども支援課》	保護者が仕事等により帰宅が夜間に渡る場合や休日に不在となり児童の養育に支援が必要な時に、児童養護施設でお預かりします。

(6) 生活支援事業の推進

育児や家庭生活に支援が必要な家庭に対し、安全、安心な子育てができるよう家事支援・指導・助言等を継続して実施するとともに、各種事業の周知に努めます。

① 育児支援家庭訪問事業

主な事業《所管》	事業内容
養育支援事業 《こども支援課》 《健康推進課》	養育の支援が必要な家庭に支援員を派遣し、育児・家事援助や相談・助言などを行います。お子さんの発達や育児などに関する専門的な相談には、保健師が対応します。
産後支援事業 《こども支援課》	産後（3ヶ月以内）の母親で家族や親族から援助を得られない家庭にヘルプママを派遣し、育児・家事援助を行います。
家事支援事業 《こども支援課》	家事に対して不安や負担を抱える家庭に支援員を派遣し、訪問による家事支援を実施します。

② 日常生活支援事業

主な事業《所管》	事業内容
ひとり親家庭等日常生活支援事業 《こども支援課》	ひとり親家庭の保護者が疾病や仕事などの理由により、一時的に家事や育児の援助が必要な時に、家庭生活支援員を派遣します。

③ 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

主な事業《所管》	事業内容
母子健康手帳の交付 《健康推進課》 《阿寒保健福祉課》 《音別保健福祉課》	妊娠中の健康状態や出生後のお子さんの状態を記録し、妊娠中から産後の母子の健康管理に役立てるため、母子健康手帳を交付します。

第4章

主な事業《所管》	事業内容
妊産婦健康診査 《健康推進課》	安全な出産と健康なお子さんの出生及び産婦の健康の保持・増進を図るため、妊娠中及び出産後に定期的な健康診査を実施します(健診費用の一部助成あり)。
乳児家庭全戸訪問事業 《こども支援課》 《健康推進課》	生後4か月までのお子さんがいる家庭に助産師等が訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、親子の健康や子育てに関する様々な不安や悩みの相談に応じます。
産後ケア事業 《健康推進課》	産後1年未満のお母さんとお子さんが対象です。医療機関や助産院に宿泊することで、休養をとり心身のケアや育児のサポートが受けられます(※自己負担があります)。
乳幼児健康診査等の実施 《健康推進課》	乳幼児の健全な成長・発達を促すために、4か月児・9~10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診を実施しています。身体測定・小児科診察・発達の確認・育児相談・栄養相談等を行います。
新生児聴覚スクリーニング検査 《健康推進課》	聴覚障がいの早期発見・早期治療を図るため、すべての新生児を対象として実施します(検査費用の一部助成あり)。
6~7か月育児相談 《健康推進課》 《こども育成課》	お子さんの健やかな成長を促すため、6~7か月児を対象に、身体計測・発達の確認・育児相談・栄養相談・子育て講話等を行います。
家庭訪問・電話相談・来所相談 《健康推進課》	育児に関することや発育・発達に関すること、離乳食や食事に関する相談を行います。
乳児等通園支援事業 《こども育成課》	保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のお子さんに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、お子さんとその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言などの援助を行います。
地域子育て支援拠点事業 《こども育成課》	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
こども家庭センター事業 《こども支援課》 《健康推進課》 《こども育成課》	全ての妊産婦、18歳未満のこどもとその家庭を対象として、地域の子育てサービス等の情報提供や、子育て家庭からの相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を実施します。
妊婦のための支援給付事業及び妊婦等包括支援相談事業 《健康推進課》	妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊婦等包括支援相談事業等の支援を効果的に組合わせて経済的支援を実施します。

第4章

(7) 住宅確保促進のための配慮

公営住宅の入居選定にあたっては、ひとり親家庭の生活支援として、その状況が配慮されるよう努めます。

2 就業支援の充実

(1) 就業相談の充実

ひとり親家庭が、自立し、十分な収入を得られ安定した生活を営めるよう、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携を強化し、就業に関する資格取得や職業能力育成等のための事業の周知や情報の提供を行うとともに、ひとり親家庭の実態に即したきめ細やかな支援に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
母子・父子自立支援員による相談 《こども支援課》	こども支援課の母子・父子自立支援員がハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関や団体と連携しながら就業情報の提供や就業等に関する相談に応じます。
母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員等が専門的な就業相談に応じるとともに、自立支援プログラムを策定し就労を支援します。

(2) 母子家庭等就業・自立支援センターとの連携強化

ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談、技能取得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの実施および生活の支援や養育費の確保に関する相談を行う母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を強化し、ひとり親家庭の生活安定と自立支援のための総合的な支援の充実に努めます。

(3) ひとり親家庭自立支援給付金事業の充実

ひとり親家庭の父または母の就業を促進するとともに、条件のよりよい職場への就業が可能となるよう、ハローワークと連携しながら技能取得や資格取得につながるひとり親家庭自立支援給付金事業の普及拡大と、学び直しの支援として高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
自立支援教育訓練給付金事業 《こども支援課》	技能習得のための指定教育訓練講座を修了した者に対して、受講料の一部を助成します。 ○対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 (介護福祉士、大型自動車免許、登録販売者等)

第4章

主な事業《所管》	事業内容
高等職業訓練促進給付金事業 《こども支援課》	看護師、介護福祉士等の専門的な資格取得のために6か月以上の養成機関で修業するひとり親家庭の生活費の負担軽減を図ります。(所得等要件有り) ○対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、栄養士、理・美容師等
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 《こども支援課》	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、修了した際と認定試験に合格した場合に受講料の一部を助成します。

(4) 各種就業支援事業への参加促進

未就労のひとり親家庭の父または母の社会参加の促進や就職活動を支援するために、母子家庭等就業・自立支援センターと連携を図りながら、外出するきっかけづくりや就職活動への準備、就労に関する知識などを取得してもらうための各種就業支援事業を開催し、参加促進に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
就労サポート事業 《こども支援課》	未就労の方が、市内各企業担当者から直接話を聞いたり、セミナー等を通じて就職に向けたスキルを身につけることで、就労意欲を高め、より自分に合った就職に結びつけます。
女性求職者就労促進事業 《商業労政課》	結婚、出産、子育て等の理由により離職し再就職を目指す女性やキャリアアップを目指す女性を対象に、就労支援講座及びセミナーを実施し、事業者との就職マッチングの機会を提供することで、女性の就労を実現します。

(5) 生活保護受給母子世帯への自立支援

生活保護受給母子世帯の自立を促進するために、社会援護課のケースワーカーや就労支援員、自立支援員と連携協力して、生活の向上や就労意欲につながる様々な支援や助言を行います。

3 養育費確保の推進

(1) 啓発・広報活動の推進

離婚時の養育費の取り決めは、その後の子どもの養育や生活基盤に資するものとして重要なことがあります。

養育費が社会的に定着するよう、母子家庭等就業・自立支援センターと協力して啓発に努めます。

第4章

(2) 親子（面会）交流の支援

子どもの健やかな育ちを確保するうえにも有効であり、養育費を支払う意欲にもつながる親子（面会）交流について、その意義や課題等を親を含む関係者が認識した上で、適切な取り決めや実施が行われるよう、情報提供、相談・支援の推進に努めます。

(3) 相談体制の充実

母子・父子自立支援員や女性相談支援員が、離婚や生活相談等を受けた際には、養育費確保に向けた支援に努めます。専門的な助言を行うため、市や母子家庭等就業・自立支援センターで実施している無料法律相談や、経済的に余裕のない方にも法的援助を行っている日本司法支援センター「法テラス」の活用や弁護士への相談案内を行うほか、家庭裁判所の離婚調停の利用や、養育費不履行の問題などについて、問題解決に向けた必要な情報の提供と助言に努めます。

また、研修等により相談関係者の資質向上に努めます。

4 経済的支援の推進

(1) 手当等制度

ひとり親家庭の安定と自立促進、児童の健全育成のため、各種手当制度や医療制度の周知に努めます。

① 各種手当制度

主な制度《所管》	内容
児童扶養手当 《こども支援課》	18歳以下の児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父もしくは養育者に対し、児童扶養手当を支給します。(所得制限等支給要件有り)
災害遺児手当 《こども支援課》	交通事故、労災事故や海上災害で父又は母もしくは養育者を失った児童を養育している方に対し、義務教育が修了するまでの間、災害遺児手当を支給します。また、義務教育修了時に災害遺児卒業祝金を支給します。
児童手当 《こども支援課》	高校生年代までの児童を養育している方に支給します。
特別児童扶養手当 《こども支援課》	20歳未満で身体等に法律で定める程度の障がいのある児童を養育する父または母もしくは養育者に支給します。(所得制限等支給要件有り)

第4章

② ひとり親家庭等医療費助成制度

主な制度《所管》	内容
ひとり親家庭等医療費助成制度 《医療年金課》	ひとり親家庭の親及び子を対象に医療費の一部を助成します。(所得制限等支給要件有り) 親(母・父)は入院のみ、子は入院及び通院が対象となります。

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の経済的自立促進と児童の福祉増進を目的に、北海道が実施している「母子・父子・寡婦福祉資金」の貸付制度について、利用者に適した貸付相談を行うとともに、制度の周知に努めます。

(3) 就学援助

経済的理由により就学が困難な小学生や中学生の保護者に対して、教育委員会が実施している給食費や学用品の購入費などを援助する市の制度（就学援助制度）の周知に努めます。

5 支援体制の充実

(1) 相談・情報提供の充実

ひとり親家庭が抱える課題は、子育て、家計、就業、家事、住居、子どもの教育、親族の介護、障がい、配偶者からの暴力など多岐にわたります。このため、総合的な相談窓口として機能しているこども支援課職員の資質向上を図るとともに、プライバシーに留意しながら幅広い関係機関・団体との連携により積極的な情報提供を行うとともに、個々の状況に寄り添ったきめ細かな相談・支援に努めます。

また、ガイドブック、ホームページ、SNS、広報等の情報媒体を有効に活用し、制度・事業等の周知に努めます。

(2) 分担と連携

釧路市は、国の「基本方針」や北海道の「北海道こども計画」を踏まえながら、自立支援の施策の推進に努めます。

また、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関・団体との連携強化を図るとともに、地域の民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、女性団体等の地域の市民活動団体とも協力しながら、ひとり親家庭の自立支援に取り組んでいきます。

(3) 母子寡婦福祉団体への支援

母子家庭や寡婦の相互扶助組織として、生活の向上を図るため、就業や生活支援等の情報の提供等を行っている釧路市母子寡婦会に対して引き続き支援をしてまいります。

資料

釧路市ひとり親家庭自立促進計画策定経過

開催日	開催会議等	内容
令和7年1月10日 ～1月31日	ひとり親家庭の生活意識に関する調査	<ul style="list-style-type: none">ひとり親家庭の方々の生活実情把握のためアンケート調査実施
令和7年7月1日	家庭福祉推進庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none">生活意識調査の結果について釧路市ひとり親家庭自立促進計画（第5次）の具体的施策の進捗状況について釧路市ひとり親家庭自立促進計画（第6次）の策定について計画策定のスケジュールについて
令和7年8月18日	第1回釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none">生活意識調査の結果について釧路市ひとり親家庭自立促進計画（第5次）の具体的施策の進捗状況について釧路市ひとり親家庭自立促進計画（第6次）の策定について計画策定のスケジュールについて
令和7年11月7日 (書面開催)	第2回釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none">釧路市ひとり親家庭自立促進計画（素案）について今後のスケジュールについて
令和7年12月 日 ～令和8年1月 日 (未定)	釧路市ひとり親家庭自立促進計画（素案）に関する意見公募	<ul style="list-style-type: none">釧路市ひとり親家庭自立促進計画（素案）の閲覧による意見公募（パブリックコメント）の実施素案の閲覧場所 市役所市政情報コーナー、各行政センター市政情報コーナー、こども支援課、各支所、市ホームページ
令和8年2月 日 (未定)	第3回釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none">釧路市ひとり親家庭自立促進計画（案）について

資料

釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員名簿

(敬称略・順不同)

機 関 ・ 団 体 名	役 職 名	委 員 名
釧路公共職業安定所（ハローワークくしろ）	統括職業指導官	須田 義大
釧路市社会福祉協議会	地域福祉課長	博田 秀治
釧路市民生委員児童委員協議会	監事	結城 好子
釧路弁護士会	弁護士	鍛冶 孝亮
北海道釧路児童相談所	所長	中村 育恵
北海道釧路総合振興局保健環境部社会福祉課	主幹兼子ども子育て支援室長	村上 丈博
釧路市小中学校校長会	事務局長	藤森 美由紀
釧路市PTA連合会	会長	松野 史寛
釧路市私立保育連合会	会長	酒井 恵
釧路市私立幼稚園連合会	理事	横田 三香
釧路市連合町内会	副会長	今村 壮夫
釧路市母子寡婦会	会長	野田 春子
NPO法人駆け込みシェルター釧路	理事長	島森 真知子
釧路市女性団体連絡協議会	副会長	穂積 貴美子
釧路母子家庭等就業・自立支援センター	所長	佐藤 優子
市民公募委員		桐沢 奈津美

釧路市家庭福祉推進庁内連絡会議

所 属	役 職 名	所 属	役 職 名
こども保健部	次長（こども育成課長）	福祉部	次長（介護高齢課長）
こども保健部	こども育成課子育て支援室長	市民環境部	次長（市民生活課長）
こども保健部	健康推進課長	市民環境部	次長（戸籍住民課長）
こども保健部	健康推進課保健相談主幹	住宅都市部	住宅課長
こども保健部	児童発達支援センター所長	産業振興部	商業労政課長
こども保健部	国民健康保険課長	学校教育部	学校指導課長
こども保健部	医療年金課長	学校教育部	学校指導課総括指導主事
総合政策部	市民協働推進課男女平等参画主幹	市立釧路総合病院	医療連携相談室長
福祉部	次長（社会援護課長）	阿寒町行政センター	保健福祉課長
福祉部	障がい福祉課長	音別町行政センター	保健福祉課長

釧路市ひとり親家庭自立促進計画

2026年(令和8年)3月

発行:釧路市

編集:釧路市こども保健部こども支援課

電話 0154-31-4204

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地